

新潟県原子力災害広域避難計画

令和8年6月

新 潟 県

新潟県原子力災害広域避難計画について

本避難計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき策定するものです。

県は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故の避難の状況を踏まえ、平成 26 年 3 月に、地域防災計画（原子力災害対策編）を修正し、広域避難計画等の策定を明記するとともに、県の広域避難計画として「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定しました。

この行動指針は、市町村・関係機関と広域避難のための課題について検討を行い、柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について考え方を整理したものです。

このたび、行動指針を基に、住民避難等防護対策の対応に必要な具体的なマニュアル等の整備を行い、「新潟県原子力災害広域避難計画」（以下、「本避難計画」という。）を新たに策定しました。

本避難計画は、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定です。

市町村、関係機関とのさらなる調整が必要な課題や、屋内退避指示区域における民間事業者等の災害対応に係る法制度の整備など、国でなければ解決できない課題などについては、課題解決の取組の進捗に応じ、本避難計画も随時内容を更新し、常に関係者と共有してまいりたいと考えています。

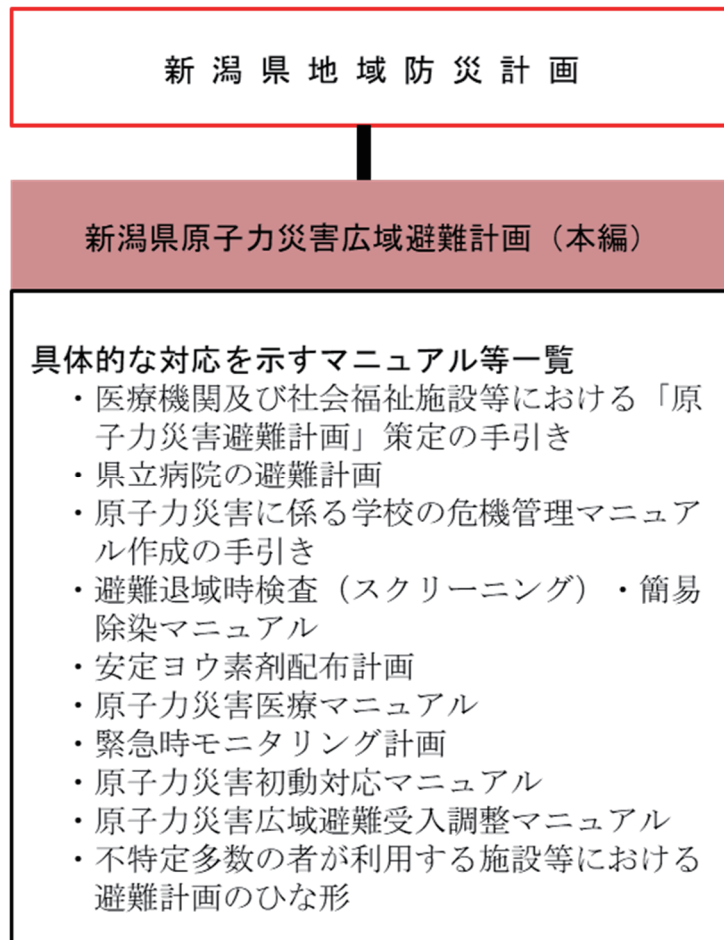
いざ事故の時には実際の防護措置に役立つよう、引き続き、市町村、関係機関と検討を重ね、情報共有に努めてまいります。

平成 31 年 3 月
新 潟 県

新潟県原子力災害広域避難計画の構成

地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、本避難計画を策定。

従来の「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を見直し、避難計画（本編）と具体的な対応を示す個別マニュアル等により構成。



上記のほか、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」により、避難者の受け入れに関する以下の3マニュアルを整備。

- ・ 原子力災害時の避難経路所運営マニュアル
- ・ 原子力災害時の避難所運営マニュアル
- ・ 福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕

< 目 次 >

1	原子力災害対策の基本事項	1-1
	(1) 原子力災害に対応するための防護措置	
	(2) 原子力災害対策重点区域	
2	緊急時における情報の流れ	2-1
	(1) 主な情報の流れ	
	(2) それぞれの事態における主な連絡内容	
	(3) 通信手段	
	(4) 原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要	
3	避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム	3-1
	(1) 緊急事態の段階	
	(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等	
	(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置	
	(4) 放射性物質放出後の防護措置	
4	避難の実施体制	4-1
	(1) 基本的な考え方	
	(2) P A Zの防護措置	
	(3) U P Zの防護措置	
	(4) 避難手段、避難ルート等	
	(5) 避難住民への支援体制	
	(6) 近隣県への避難	
5	要配慮者避難	5-1
	(1) 医療機関及び福祉施設入所者・在宅要配慮者の避難のスキーム	
	(2) 県と福祉団体等の協力・調整	
	(3) 園児、児童、生徒等の避難について	
6	避難退域時検査	6-1
7	安定ヨウ素剤の配布	7-1
8	原子力災害医療	8-1
9	緊急時モニタリング	9-1
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 緊急時におけるモニタリング体制・対応	
10	その他	10-1

策 定 平成31年3月

改 定 令和2年3月

改 定 令和4年3月

改 定 令和8年6月

1 原子力災害対策の基本事項

(1) 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害が発生した場合、国、県及び市町村は連携して以下の防護措置を実施する。

なお、事態の進展、区域に応じて、複数の防護措置を組み合わせることで実施することが効果的である。

ア 避難及び一時移転

住民等が一定量の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

(避難と一時移転の違い)

避難：緊急に実施するもの（数時間以内を目処に区域特定）

一時移転：日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するもの（1日以内を目処に区域特定）

イ 屋内退避

自宅や公共施設などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外からの放射性物質を遮蔽することにより、被ばくの低減を図るもの。

ウ 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は地方公共団体の指示に基づいて服用するもの。

エ 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施するもの。一定以上の放射性物質が検出された場合は簡易除染を行う。

オ 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図るもの。

(2) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域を含む市町村は、以下の市町村とする。

区 分	範 囲	対象市町村
予防的防護措置を 準備する区域※：P A Z (Precautionary Action Zone)	<ul style="list-style-type: none"> ●発電所を中心とする半径概ね5 km圏 ●主として放射性物質放出の前に避難が実施できるよう準備する区域 	柏崎市 刈羽村
緊急防護措置を 準備する区域※：U P Z (Urgent Protective action planning Zone)	<ul style="list-style-type: none"> ●発電所を中心とする半径概ね5～30 km圏 ●事故の不確実性や急速な進展の可能性などを踏まえ、防災対策を実施する区域 	柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町

各区域の人口は別紙1を参照。

※以下、予防的防護措置を準備する区域をP A Z、緊急防護措置を準備する区域をU P Zという。

< U P Z 外 >

- U P Zの外の県内全域
- 緊急時モニタリングの結果等により、必要に応じて屋内退避や避難及び一時移転、安定ヨウ素剤の服用や飲食物の摂取制限等を実施する地域

(参考)

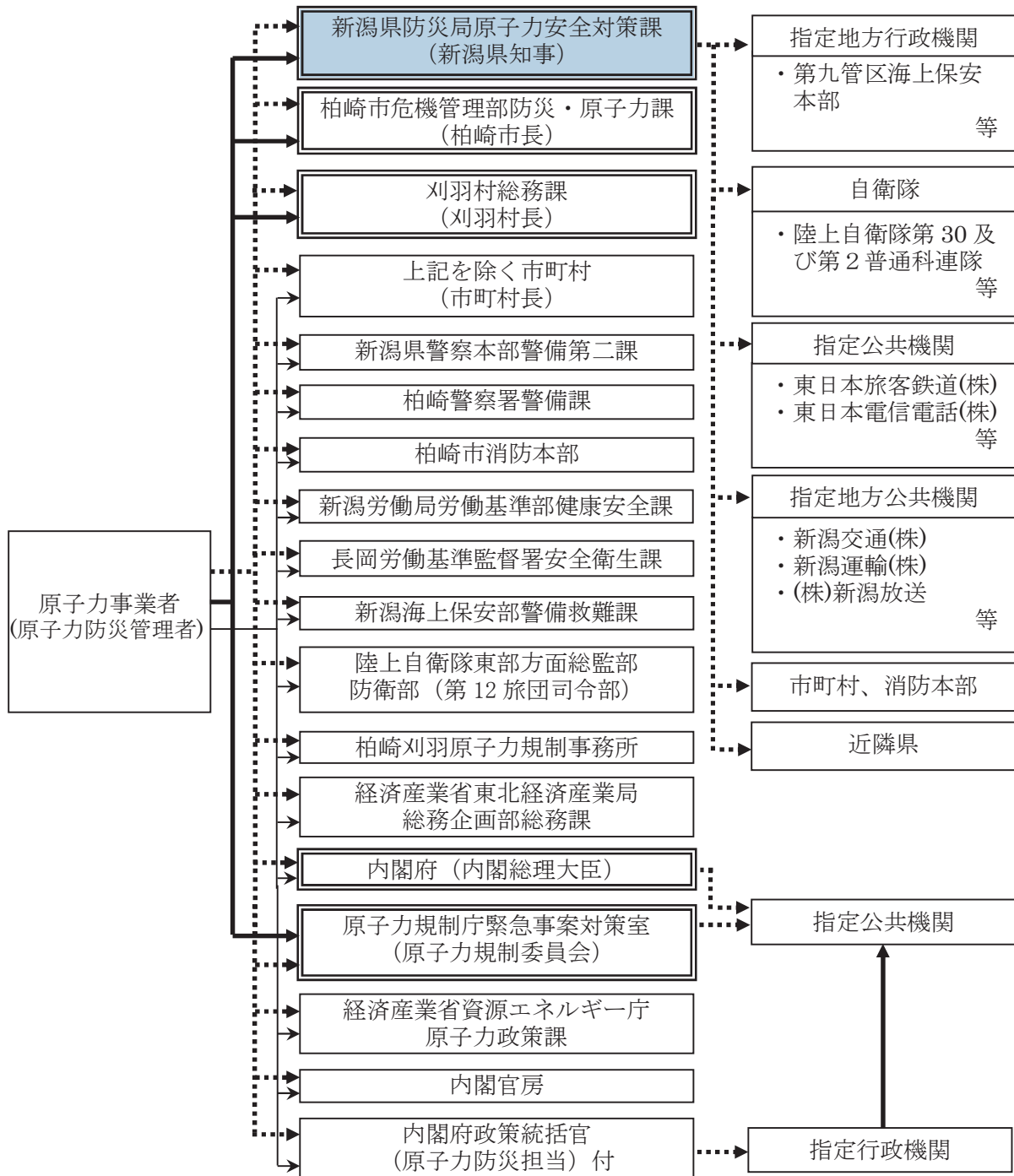
右図の赤線の円は、P A Z及びU P Zのそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。



2 緊急時における情報の流れ

(1) 主な情報の流れ

発電所内での事象発生時の通報経路



—————> : 電話によるファクシミリ着信の確認

- - -> : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)

—————> : 電話等による連絡

※県からの通報連絡先は、一部を記載

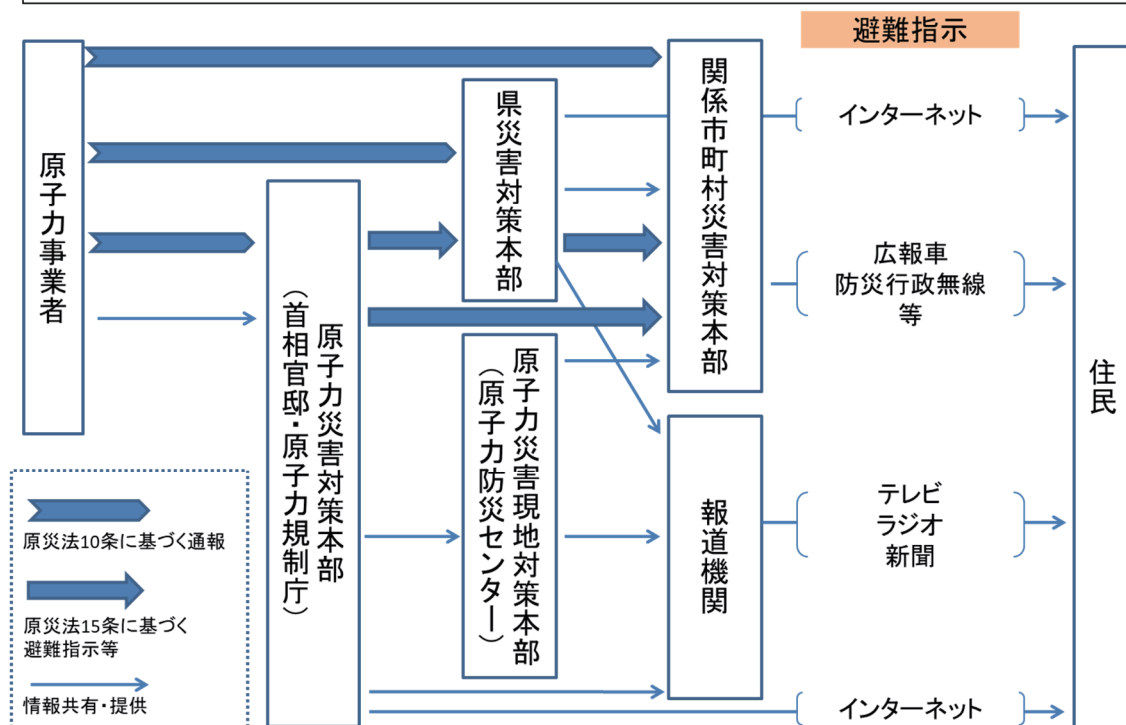
新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) 抜粋 (一部加工)

(2) それぞれの事態における主な連絡内容

緊急事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (AL:Alert)	東京電力	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、PAZの対応状況
	県	・環境放射線モニタリング情報
	国・県・市町村	・PAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 (SE:Site Area Emergency) 【原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象】	東京電力	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、PAZの対応状況
	県・OFC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・PAZ圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・PAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の早期避難要請 ・UPZ圏内の屋内退避準備要請 等
全面緊急事態 (GE:General Emergency) 【原災法第15条事象】	東京電力	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報
	県	・新潟県の対応状況、PAZの対応状況
	県・OFC	・緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・PAZ圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・UPZ圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・PAZ住民等のUPZ圏外への避難受入要請 等

※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

原災法10条・15条事態の情報等の伝達経路



● ポイント

- ◇ 原子力災害の発生時には、関係機関との必要な情報の共有に努める。
- ◇ 各機関は、通信手段を多重化する。
- ◇ 通信手段は、種類が多い有線（地上）系を第1手段とする。
- ◇ 有線（地上）系の通信手段が使用できない場合は、無線（衛星）系の通信手段により通信を行う。

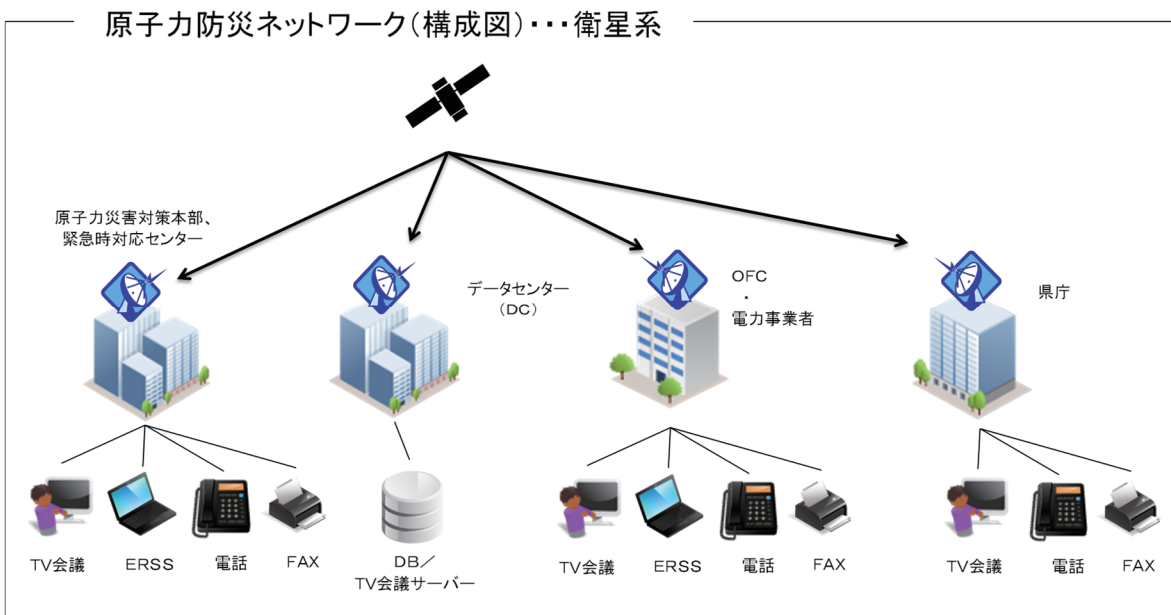
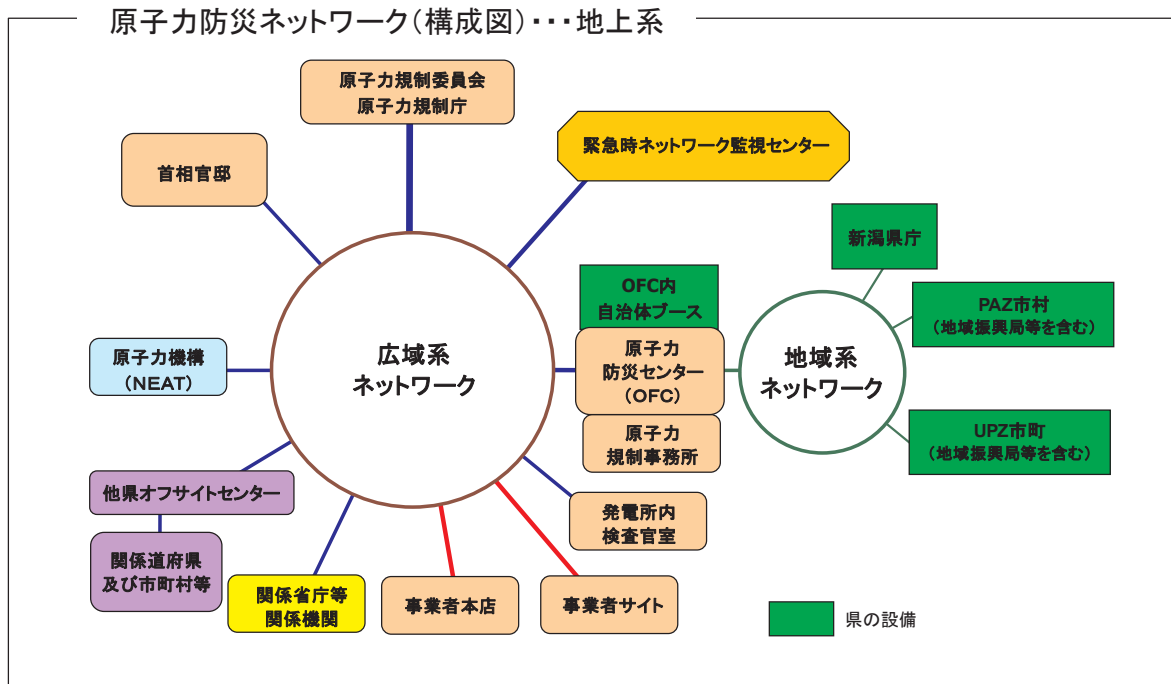
(3) 通信手段

通信区間	順位	通信手段
国 ⇄ 原子力 防災 センター	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール、電話会議システム
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
国 ⇄ 県庁	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX
原子力 事業者 ⇄ 県庁	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、一般回線FAX、防災相互無線、《同報 FAX》
	注)	《 》は、電力事業者からの一斉送信
県庁 ⇄ P A Z	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム(自然災害用)、一般回線電話、 防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 ⇄ U P Z	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム(自然災害用)、一般回線電話、 防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 ⇄ U P Z 外	第1	有線(地上)系：一般回線電話、一般回線FAX、一般回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム(自然災害用)、一般回線電話、 防災行政無線、衛星無線FAX
県庁 → 県民		ホームページ、ツイッター、エリアメール、テレビ・ラジオ等
原子力 防災 センター ⇄ 県庁	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：TV会議システム、専用回線電話、専用回線FAX、 一般回線電話、防災行政無線
原子力 防災 センター ⇄ P A Z	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線
原子力 防災 センター ⇄ U P Z	第1	有線(地上)系：TV会議システム、一般回線電話、専用回線電話、 一般回線FAX、専用回線FAX、一般回線メール、 専用回線メール
	第2	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線

※ 上記は、原子力防災ネットワークを中心に、主な通信手段を記載したものであり、上記以外にも中央防災無線や地域衛星通信ネットワーク等も活用できる。

※ 上記の表には、市町村から住民への通信手段は記載していないが、防災行政無線、広報車、エリアメール等複数の通信手段を活用。

(4) 原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要



● ポイント

- ◇ 原子力災害対策重点区域（概ね 30 km圏）の市町村等において原子力防災ネットワークを活用。
- ◇ PAZ及びUPZにおいてTV会議により多地点で同時接続。
- ◇ 福島第一原発事故を踏まえて、県庁は衛星回線によるTV会議も活用。

3 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。

特に、初期対応段階においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じる。

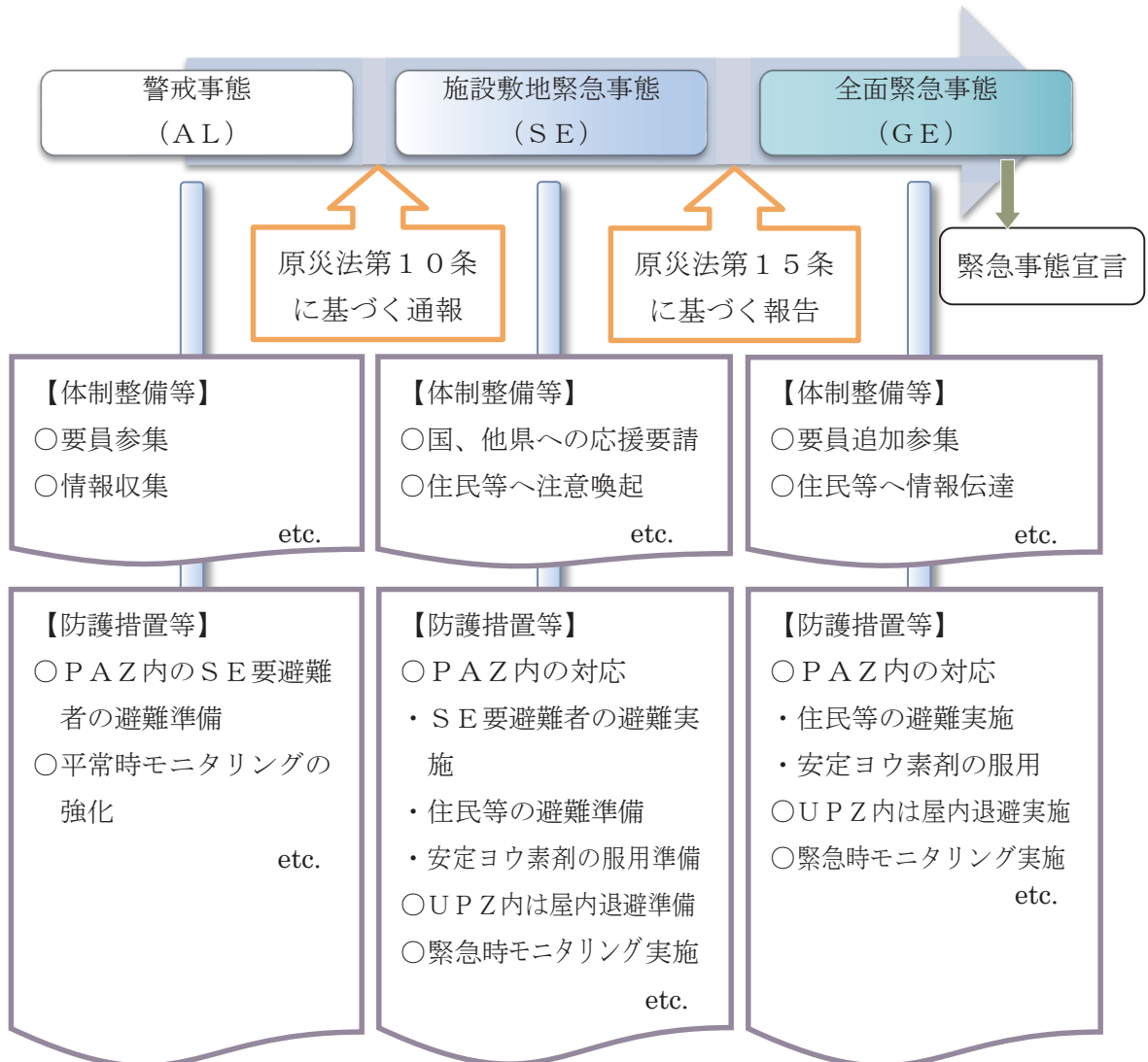
《緊急事態の段階》

事態の進展			
緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善を行う。	放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等

放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じるため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、下図のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。



(原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルの一部をイメージ化)

※施設敷地緊急事態要避難者（上記表内及び以下「SE要避難者」という。）とは、PAZにおける次のいずれかに該当する者をいう

- ・ 避難の実施に通常以上の時間がかかる要配慮者
- ・ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ・ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置

①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の状況や発電所からの距離に応じて、段階的に実施するものとする。

②P A Z、U P Zにおける対応

P A Zにおける対応

- ・放射性物質の放出前に避難を開始する。
- ・S E 要避難者は、優先して早期に避難する。
- ・全面緊急事態（G E）の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。

U P Zにおける対応

- ・全面緊急事態（G E）の段階において、屋内退避を実施する。

③緊急事態区分及びE A L

原子力発電所の状況に応じて緊急事態を下表の3つに区分する。

どの緊急事態に区分されるかは、緊急時活動レベル（E A L）で判断する。

※EAL の具体的事象の設定については、東京電力ホールディングス(株)が原子力事業者防災業務計画に定めている。

		緊急時活動レベル（E A L）の例	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	【A L】 例) 原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合で、原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	【S E】 例) 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。 原災法第10条に基づく通報基準を採用している	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	【G E】 例) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止できないこと又は停止が確認できないこと。 原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準を採用している	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

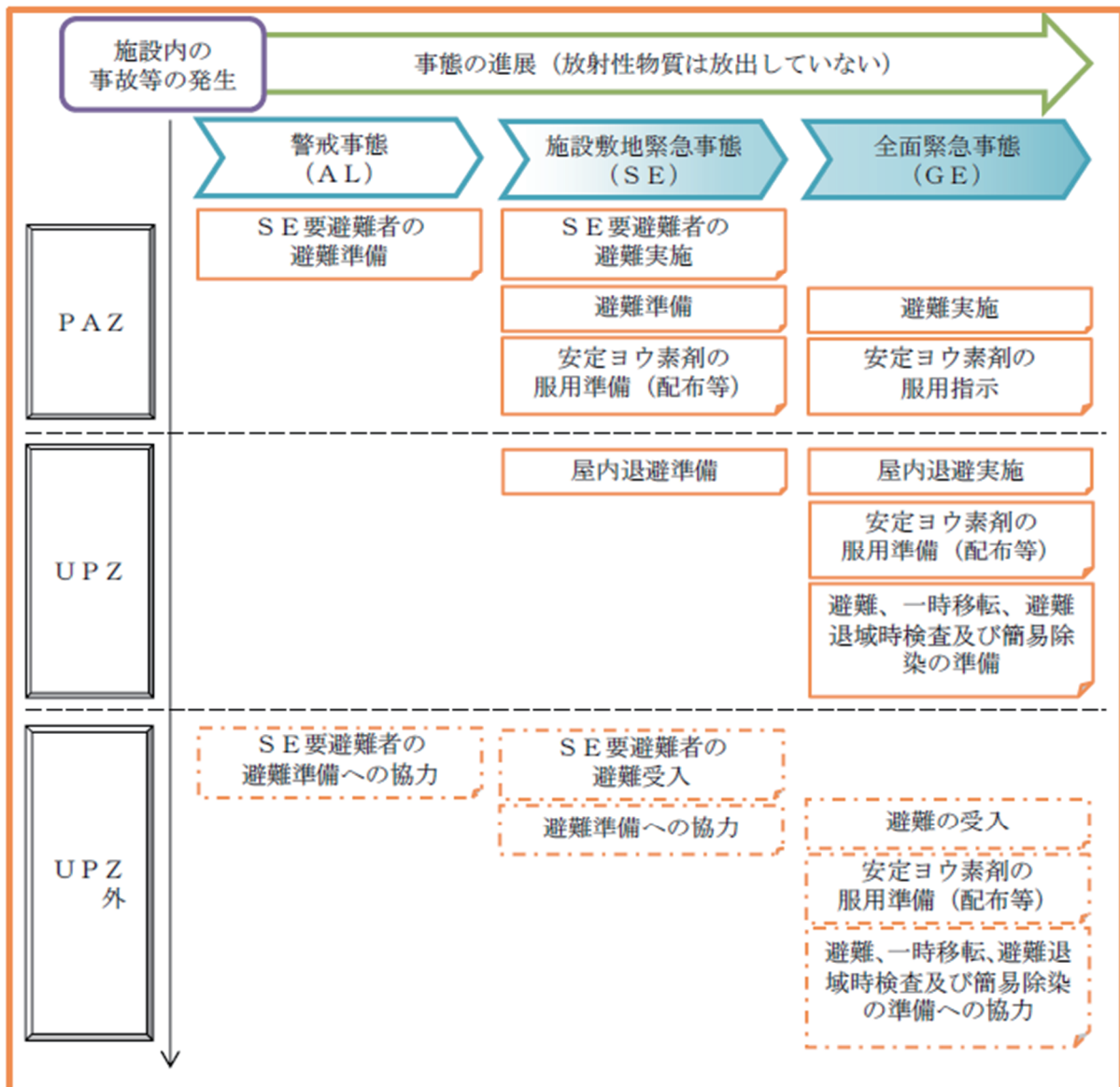
④複合災害時の対応

- ・複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

⑤感染症の流行下における対応

- ・感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。）の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。
- ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ・なお、具体的な感染症対策については、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（内閣府（原子力防災担当）、令和2年11月）を参考に実施するものとする。

事態の進展に応じた防護措置のフロー



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

(4) 放射性物質放出後の防護措置

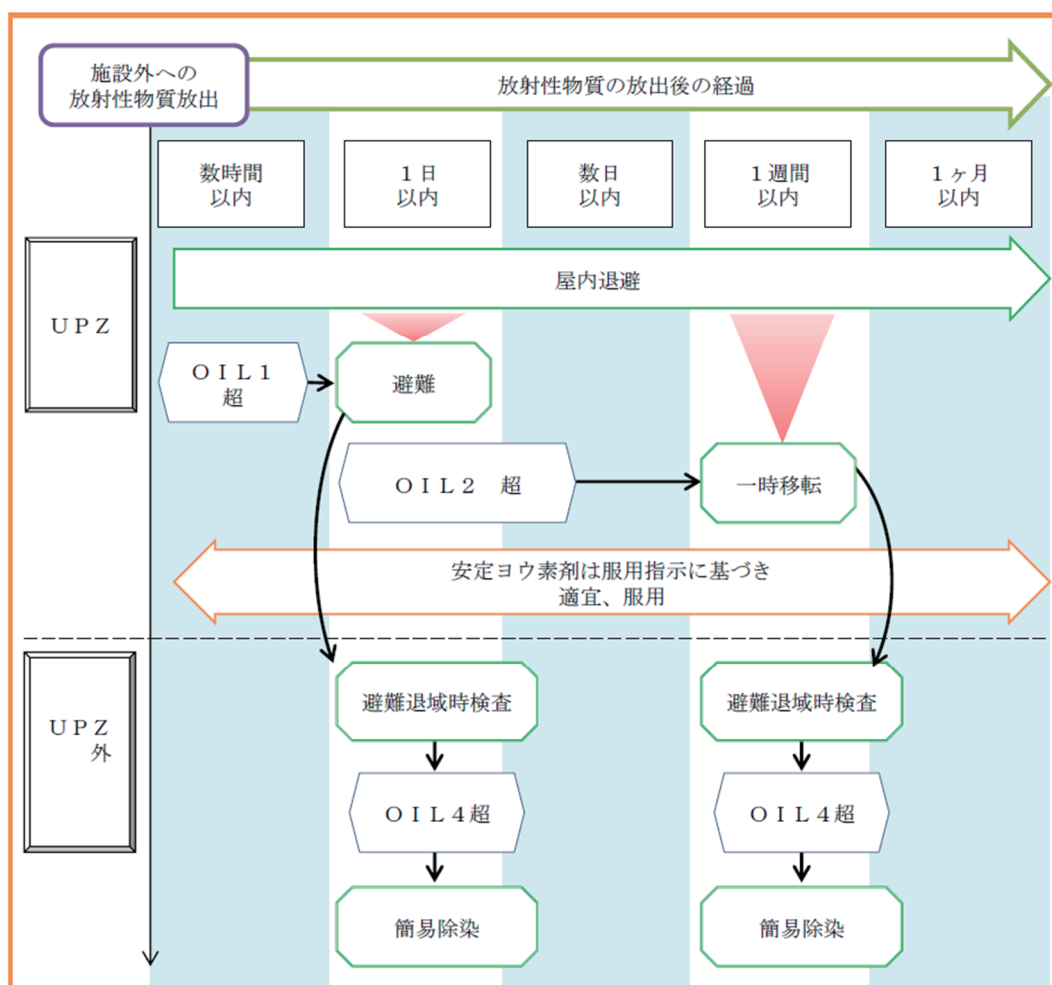
①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングによる測定結果等を運用上の介入レベル（O I L）に照らし合わせ、必要な防護措置をするものとする。

②UPZにおける対応

- ・屋内退避を継続する。
〔緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率に応じて、段階的に避難等の防護措置を実施する。〕
- ・避難、一時移転の際には国又は地方公共団体の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。
- ・避難退城時検査は、避難経路上で実施する。
- ・県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを市町村とともに検討する。

O I Lに応じた防護措置のフロー



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

③防護措置の実施内容と判断基準

防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（O I L）が設定されている。

下表は、原子力災害対策指針を基準として防護措置の概要を一部修正し新潟県がまとめたもの。

	基準の種類	基準の概要	原子力災害対策指針の値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm [1ヶ月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等を避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性核種毎に飲食物の基準値を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

4 避難の実施体制

(1) 基本的な考え方

- ・ 主な防護措置として、避難、一時移転、屋内退避が重要となる。
- ・ 避難先、一時移転先は、UPZ外とする。
- ・ PAZとUPZについては、それぞれの避難の基本的な考え方に基づいて避難先候補地を選定する。

(2) PAZの防護措置

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、事態が以下に示す区分のどれに該当するかを国が判断した後で、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

①事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (AL)	SE要避難者は、避難準備を実施
施設敷地緊急事態 (SE)	SE要避難者は、避難を実施 ----- 全住民は、避難準備を実施
全面緊急事態 (GE)	全住民は、避難を実施

②即時避難困難時の対応

即時に避難が困難な住民等は、適切な避難手段が確保されるまで放射線防護機能を有する施設に屋内退避する。

③避難手段

自家用車を始め、バス、鉄道、船舶等あらゆる手段を用いる。

④避難先候補地の選定

- ・避難先は、地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向等に応じて選択。
- ・柏崎市（PAZ内）、刈羽村の避難先は、基本的に県内の避難先としつつ、UPZの外側で避難先を確保。
- ・UPZの避難先よりも遠い地域に確保
※先行避難するPAZの車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後UPZが避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。
- ・UPZにおいて避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、UPZの避難指示地域が広域に及ぶ場合には、近隣県への避難も選択肢として調整。

【方面別避難先候補市町村一覧】

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市

《以下の表についての留意事項》

- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。
- 広域避難マッチング調整状況の一覧は別紙2を参照。

【PAZの避難先候補市町村】

避難指示を出した市町村※ (避難市町村)	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市 (PAZ内)	高速道路、国道116、 国道352、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
	国道8、高速道路、 国道252、国道291、 国道253、国道17	魚沼・湯沢 方面	湯沢町
	高速道路、国道352～ 国道8～国道18	糸魚川・妙高 方面	妙高市
			糸魚川市
		近隣県(要調整)	
刈羽村	高速道路、国道352、 国道116、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
	高速道路 国道116～国道8	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			近隣県(要調整)

※以下、避難指示を出した市町村を「避難市町村」という。

(3) UPZの防護措置

UPZにおいては、事態区分「全面緊急事態」で予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。また、緊急時モニタリングの測定結果を、防護措置の実施を判断する基準と照らし合わせた上で、必要な防護措置（屋内退避、一時移転又は避難）を実施する。

①事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (AL)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (SE)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (GE)	屋内退避の実施

《上記の表についての留意事項》

屋内退避の運用について

（「原子力災害対策指針」（令和7年10月3日改正）より）

● 屋内退避中の一時的な外出

国は、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。

なお、国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととしている。

● 屋内退避の継続可否を判断するタイミング

国は、屋内退避継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として、それ以降は日々行い、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合などには、国が県、市町村と連携して、避難への切替えを判断し指示することとされている。

● 屋内退避の解除

国において、原子力施設の状態が安定し、新たなプルームが到来する可能性がないこと、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除するとしている。

屋内退避のより具体的な考え方、運用については、国が以下のQ&Aを策定している。

- ・「柏崎刈羽地域の緊急時対応に係るQ&A集」(内閣府(原子力防災担当))
- ・「原子力災害対策指針に関するQ&A(屋内退避編)」(原子力規制庁)

②原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

運用上の介入レベル 原子力災害対策指針の値	防護措置内容
O I L 1 ($500 \mu \text{Sv/h}$)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 4 (β 線:40,000cpm) 〔 β 線:13,000cpm 【1ヶ月後の数値】〕	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
O I L 2 ($20 \mu \text{Sv/h}$)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※ 原子力災害対策指針の値については、国においてIAEAが公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

③避難指示が発出される地域及び避難者人口

●避難指示地域について

- UPZにおいては、国が緊急時モニタリングの結果等を基に避難が必要な区域を特定するとされている。
- 当該区域は、地域コミュニティの維持を考慮して市町村が特定する「防護措置の実施単位となる地域」を基に国が判断することとされている。

●避難者人口について

- UPZにおいては、まずは屋内退避が実施され、避難が必要な場合であっても、災害の状況や規模によって避難指示が出される区域は様々であるため、その際の避難者人口も変動することに留意する必要がある。

④避難先候補地の選定

- ・避難先については、基本的に地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面の緊急時モニタリングの結果等に応じて柔軟に選択ができるようにする。
- ・福島第一原発事故では、放射性物質の拡散方向の放射線量が上昇したことを踏まえ、拡散方向と異なる方向や柏崎刈羽原子力発電所から遠ざかる方向への避難を考慮する。
- ・あわせて災害状況等の変化に伴う避難区域及び避難者人口の変動を始め、避難ルートや避難先を変更する可能性等を総合的に勘案することで、予め複数の避難方面と受入市町村を最大限確保し、それを避難先候補地とする。
- ・災害の状況等によっては、避難者を県内の避難施設で全て受け入れることも十分に想定できるため、避難に伴う避難者の負担軽減等の観点から、まずは、県内の避難施設を優先して活用する。
- ・避難先候補地は、PAZの避難先よりも近くに確保するが、県内で避難先が不足する場合に備え県外避難先も検討する。
- ・避難先における避難施設は、事態の変化や要配慮者に対し迅速な対応が取れるよう、公共施設にとどまらず民間施設も調整する。
- ・UPZを含む市町村であっても、UPZ外の地域を含む場合は、当該地域も避難先として検討。

【方面別避難先候補市町村一覧】

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、燕市（UPZを除く）
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、長岡市（UPZを除く）、十日町市（UPZを除く）
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市、上越市（UPZを除く）

《以下の表についての留意事項》

- 実際に避難が必要な場合は、市町村単位で避難するわけではないが、以下の表は、確認しやすいように市町村毎に避難先候補をまとめている。
- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。
- 広域避難マッチング調整状況の一覧は別紙2を参照。

【柏崎市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市 (PAZを除く)	国道116、高速道路、 国道352、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
			南魚沼市
	国道8、高速道路、 国道252、国道291、 国道253、国道17	魚沼・湯沢 方面	湯沢町
			魚沼市
			津南町
	高速道路、国道352～ 国道8～国道18、 国道353、国道253	糸魚川・妙高 方面	上越市 (UPZを除く)
			糸魚川市
妙高市			
		近隣県（要調整）	

【長岡市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
長岡市 (UPZ内)	高速道路、 国道 17～国道 8、 国道 116 国道 352～国道 403 国道 402	新潟・村上 方面	新潟市
			三条市
			五泉市
			阿賀野市
			加茂市
			燕市 (UPZを除く)
			田上町
			阿賀町
			弥彦村
国道 351～国道 352、 国道 291、高速道 路、 国道 17	魚沼・湯沢 方面	魚沼市	
		南魚沼市	
		湯沢町	
		津南町	
国道 351、国道 290		長岡市 (UPZを除く)	
		近隣県 (要調整)	

【出雲崎町の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
出雲崎町	国道 402、国道 116、 国道 352～高速道 路、国道 7	新潟・村上 方面	関川村
	国道 352～国道 8～ 国道 17、高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
			近隣県 (要調整)

【燕市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
燕市 (UPZ内)	県道 549～県道 2	燕市 (UPZを除く)	
	国道 116、県道 68～ 県道 29	新潟・村上 方面	弥彦村
	国道 289 県道 68～ 高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県 (要調整)	

【見附市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
見附市	高速道路、国道 8、 国道 403、国道 290、 国道 7	新潟・村上 方面	新発田市
			村上市
			胎内市
			聖籠町
	国道 290～国道 252、 国道 8～国道 17～ 国道 117～国道 405	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 8～国道 17 ～国道 117	魚沼・湯沢 方面	津南町
	近隣県 (要調整)		

【小千谷市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
小千谷市	高速道路、国道 17 国道 117、県道 49	魚沼・湯沢 方面	十日町市 (UPZを除く)
			南魚沼市
			津南町
			魚沼市
			湯沢町
	高速道路、 国道 17～国道 8 国道 351	新潟・村上 方面	五泉市
			阿賀野市
		近隣県 (要調整)	

【十日町市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
十日町市 (UPZ内)	国道 117、国道 252、 国道 403	十日町市内 (UPZを除く)	
	国道 353、国道 253、 国道 17、国道 117	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	国道 253、国道 403	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
		近隣県 (要調整)	

【上越市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
上越市 (UPZ内)	国道8、国道253、 県道30	上越市(UPZを除く)	
	高速道路、国道8、 国道18	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道253～国道17 国道405	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
津南町			
	近隣県(要調整)		

避難者の受け入れに当たり、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」により、以下の3つのマニュアルが策定されている。

- ・原子力災害時の避難経路所運営マニュアル
- ・原子力災害時の避難所運営マニュアル
- ・福祉避難所設置・運営マニュアル〔原子力災害対策編〕

(4) 避難手段、避難ルート等

①避難手段の確保

- ・自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるために家族又は近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- ・国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段(バス、鉄道、船舶等)も積極的に活用する。
- ・バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県は、公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき、集合場所、学校等必要な箇所へ確実にバス等を手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。(別紙3「民間が所有するバスについて」)
- ・バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛

隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

②避難ルートの設定

- ・避難先候補市町村を踏まえ、あらかじめ主な避難ルートを設定する。
- ・避難ルートは、道路管理者等の関係機関と連携して設定する。

③被災道路の応急対策（道路啓開）

- ・複合災害により避難道路が被災した場合の対応は、地域防災計画（震災対策編）第3章第42節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」に基づき、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等が状況に応じて協力して対応する。
- ・道路啓開に従事する道路管理者、民間事業者等の関係者は、安全確保のため、全面緊急事態（GE）以降はPAZ外への避難又はUPZ内の屋内退避とする。

④交通誘導体制の整備

対象地域の住民等が迅速かつ円滑に対象地域外に避難できるよう、県警察は避難経路の要所で交通誘導を行うとともに、原子力災害に伴う被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な交通規制を実施する。

(ア) 全面緊急事態（15条事象）が発令され、PAZの避難となった場合

原子力災害が発生し、PAZ圏内の即時避難の指示が出された場合はPAZ圏外周の高速道路IC、国道交差点に交通検問所を設置し、一般車両のPAZ圏内への流入を禁止する。

また、必要に応じ10km圏、20km圏、30km圏外周に交通検問所を設置してPAZ圏内への流入抑制等の交通規制を実施する。

(イ) 原子力災害の被害が拡大し、UPZの一時移転又は避難となった場合

原子力災害の被害が拡大し、UPZ圏内の一時移転又は避難の指示が出された場合は、UPZ圏外周に交通検問所を設置し、一般車両のUPZ圏内への流入を禁止する。

⑤警戒区域への立入制限措置

警戒区域が設定された場合に、当該警戒区域への立入を制限するに当たっては、避難のための交通誘導と併せて措置を講ずる。

(5) 避難住民への支援体制

①避難経由所の開設

受入市町村は、選定された避難経由所を開設する。

※避難経由所とは

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のことをいう。

＜避難経由所の役割＞

- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導
- ・(避難所振り分けのための) 避難者情報の収集
- ・避難所への輸送(ただし、移動手段がない者に限る)
- ・避難退域時検査を実施したことを示す住民通過証・車両通過証のチェック

②避難所及び救護所等の開設・運営等

受入市町村は、選定された避難所を開設する。避難市町村及び受入市町村は、避難元の町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行う。

県は、飲料水、飲食物及び生活必需品について、備蓄品の供給や事業者等への物資の調達要請を行う。

県は、避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する初期救急医療等の医療活動を行う。

③避難住民の情報共有

市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

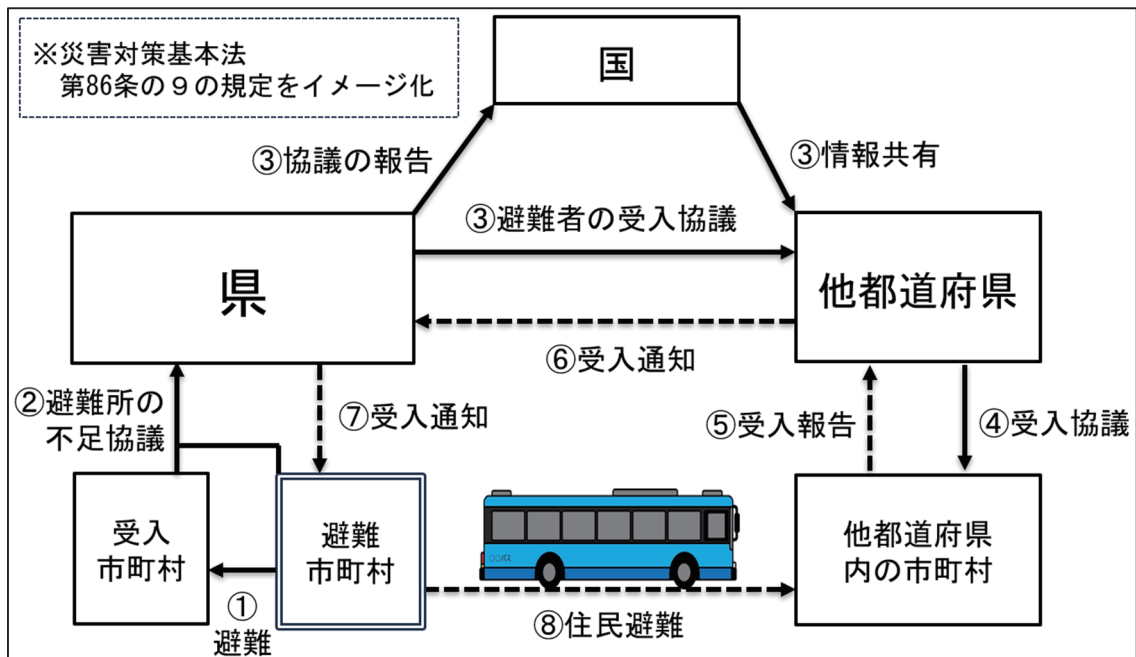
④原子力災害対策重点区域外からの就労者、就学者、外国人、一時滞在者(観光客等)への対応

市町村は、原子力災害対策重点区域外から同区域内に通勤、通学している就労者、就学者や、同区域内に居住、滞在する外国人、観光客等も円滑・迅速な避難が実施できる体制を整備する。

(6) 近隣県への避難

災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合に備え、近隣県への避難を想定し、下記の対応が円滑に行えるよう近隣県と調整を進める。

【災害対策基本法 第86条の9 都道府県外広域一時滞在の協議等より】



●災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 抜粋

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (中略)市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

3 第一項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

6 第三項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

8 第六項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。

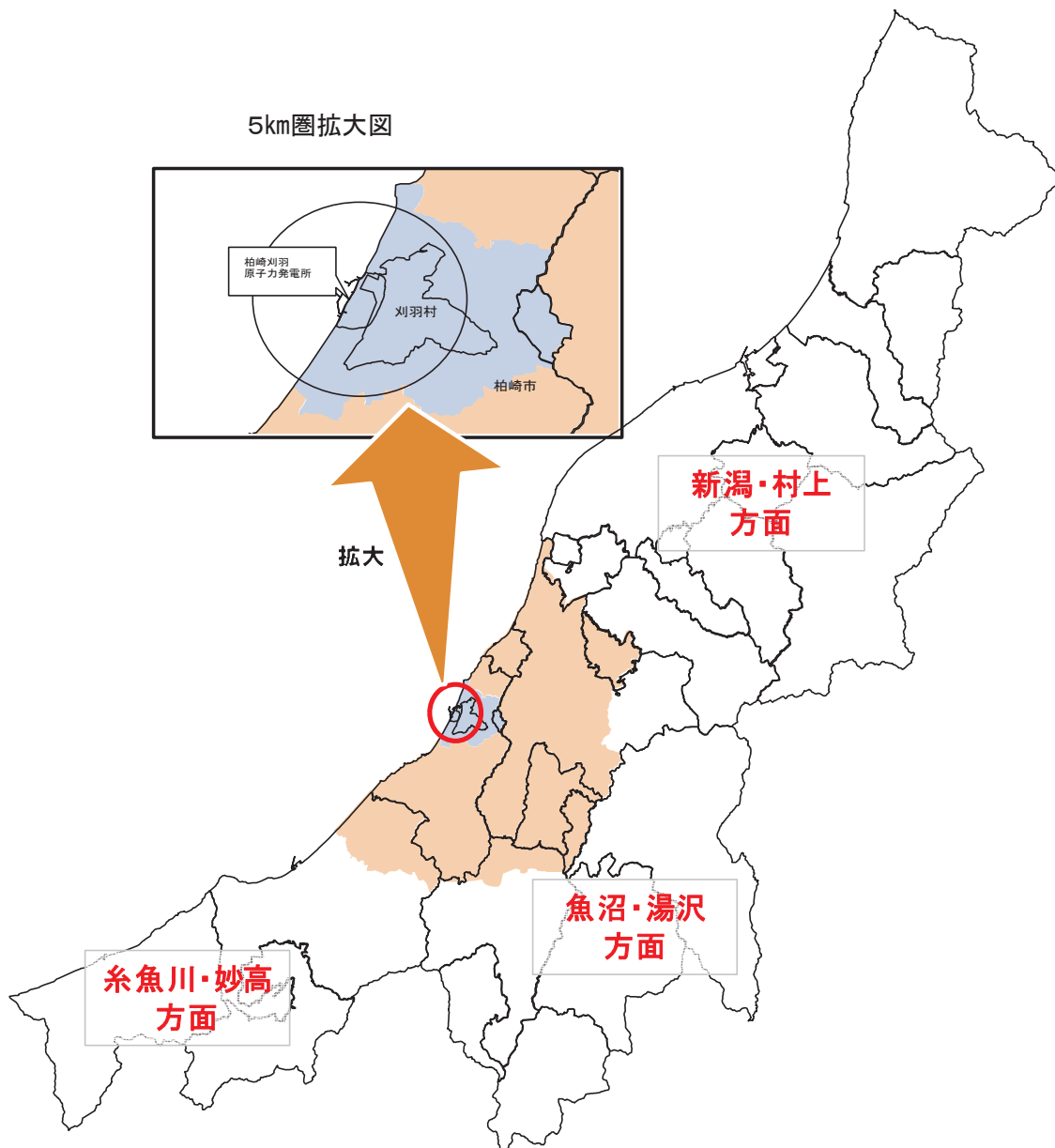
この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

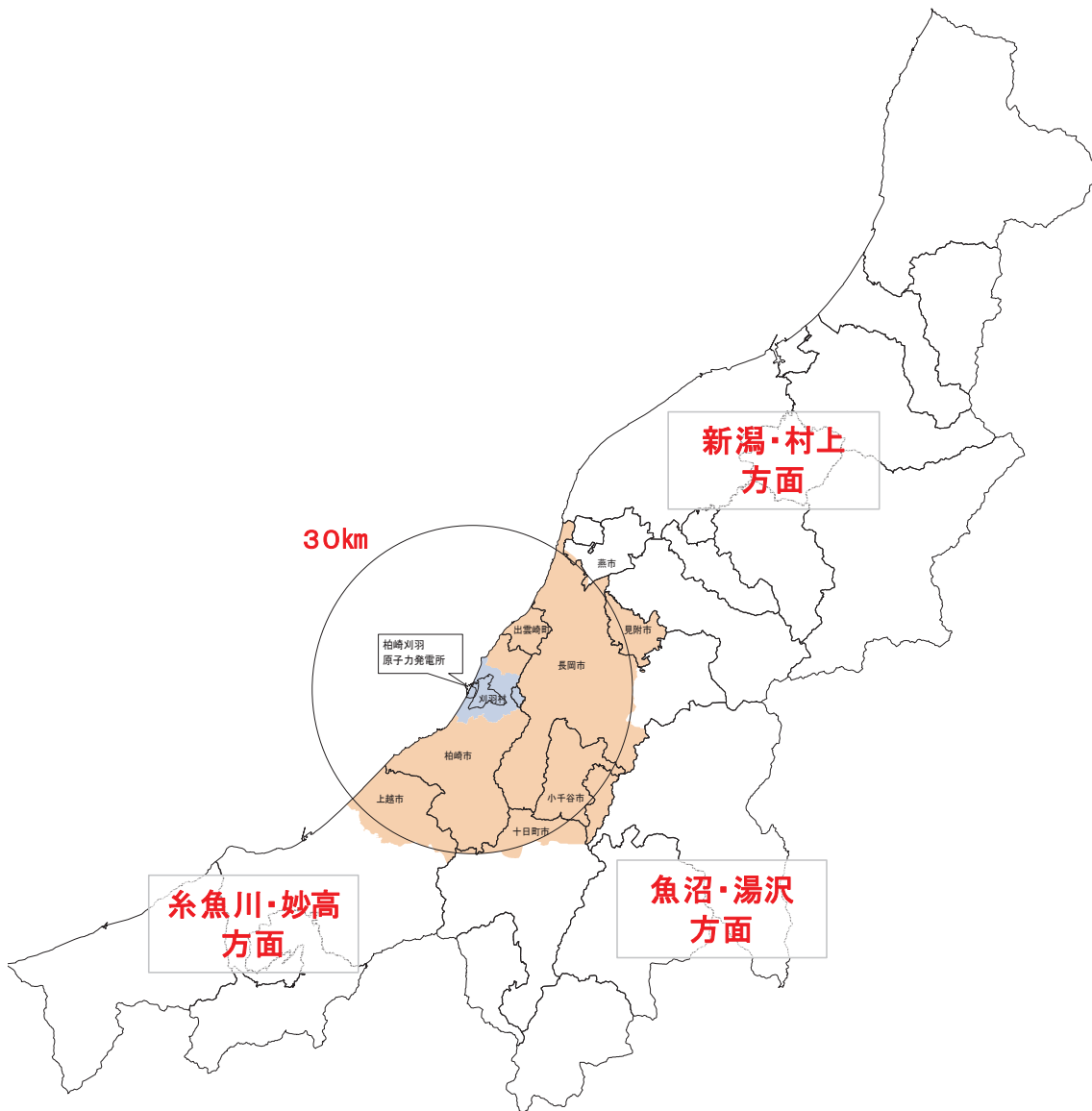
全面緊急事態における
P A Zの避難

P A Zの目安となる5km圏
及び避難先方面

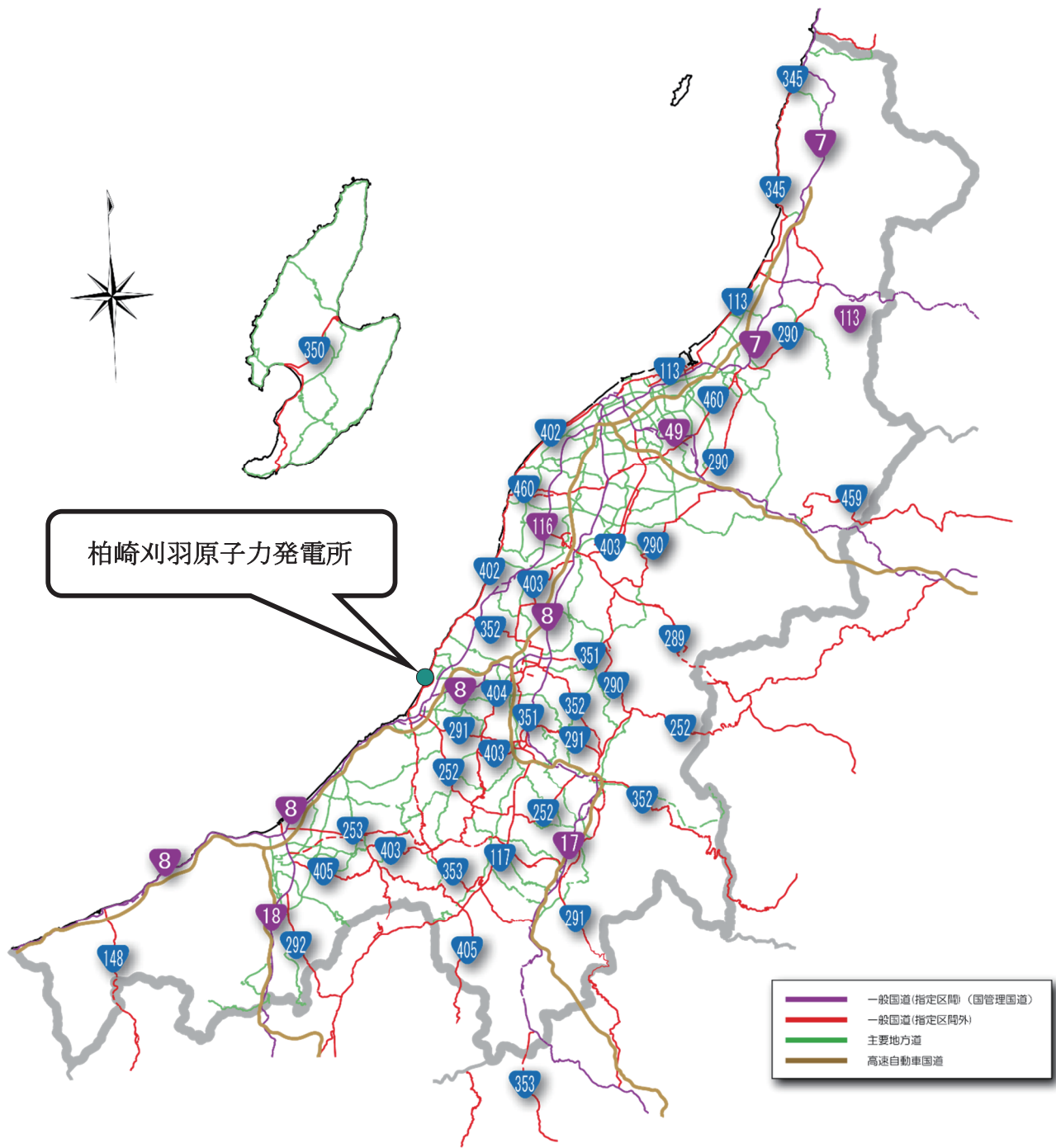


放射性物質の測定結果を基に必要に
応じて特定の地域が避難する
UPZの避難

UPZの目安となる30km圏
及び避難先方面



《参考》新潟県の主な道路網



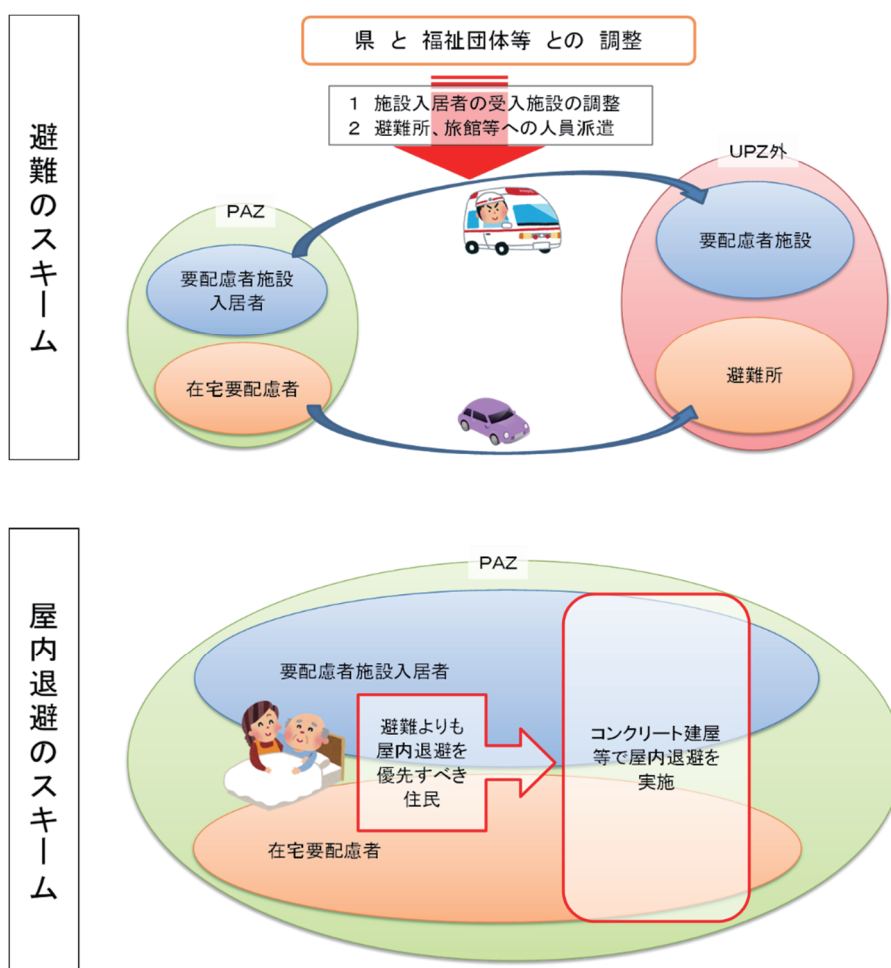
※「新潟県の道路 2025 -NIIGATA ROAD NAVIGATION- (新潟県土木部道路建設課)」をもとに作成

5 要配慮者避難

(1) 医療機関及び福祉施設入所者・在宅要配慮者の避難のスキーム

- ・ 県は、医療機関及び福祉施設の入所者の避難が必要になった場合は、各施設（別紙4）の団体・協会及び市町村と協力して、要配慮者の避難先等を調整する。
- ・ 避難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市町村が所有する車両だけでは不足する場合、県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定に基づき、車両等の手配を行うこととする。
- ・ 即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内退避する。（別紙5「放射線防護対策実施施設 一覧」）
- ・ 在宅要配慮者の避難は、各市町村が策定する個別避難計画等に基づき実施。

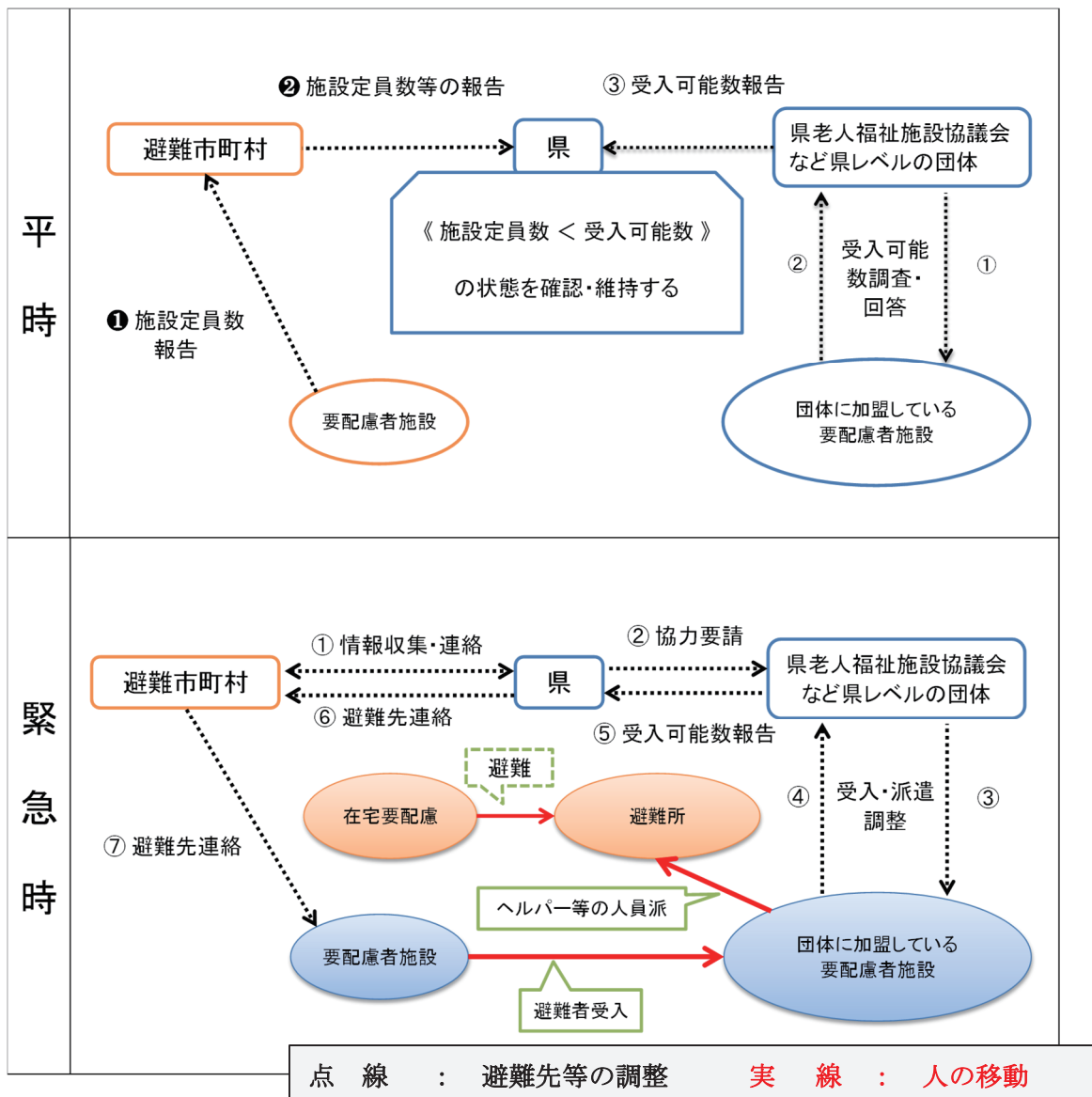
【PAZにおける対応のイメージ】



(2) 県と福祉団体等の協力・調整

- ・ 平時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。
- ・ 緊急時において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。
- ・ 県と福祉団体等は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整。

【協力・調整イメージ図】



関係個別マニュアル等

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き
- ・ 県立病院の避難計画

(3) 園児、児童、生徒等の避難について

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所及び認定こども園）は、保護者への引渡しを原則とし、帰宅できない者がいる場合は、園児、児童、生徒等の安全確保を図るため、県及び関係市町村の指示等に従い、各学校等の避難計画等に基づき避難、屋内退避等を行う。

関係個別マニュアル等

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」策定の手引き
- ・ 原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き

6 避難退域時検査

県は、国、医療機関、関係機関等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

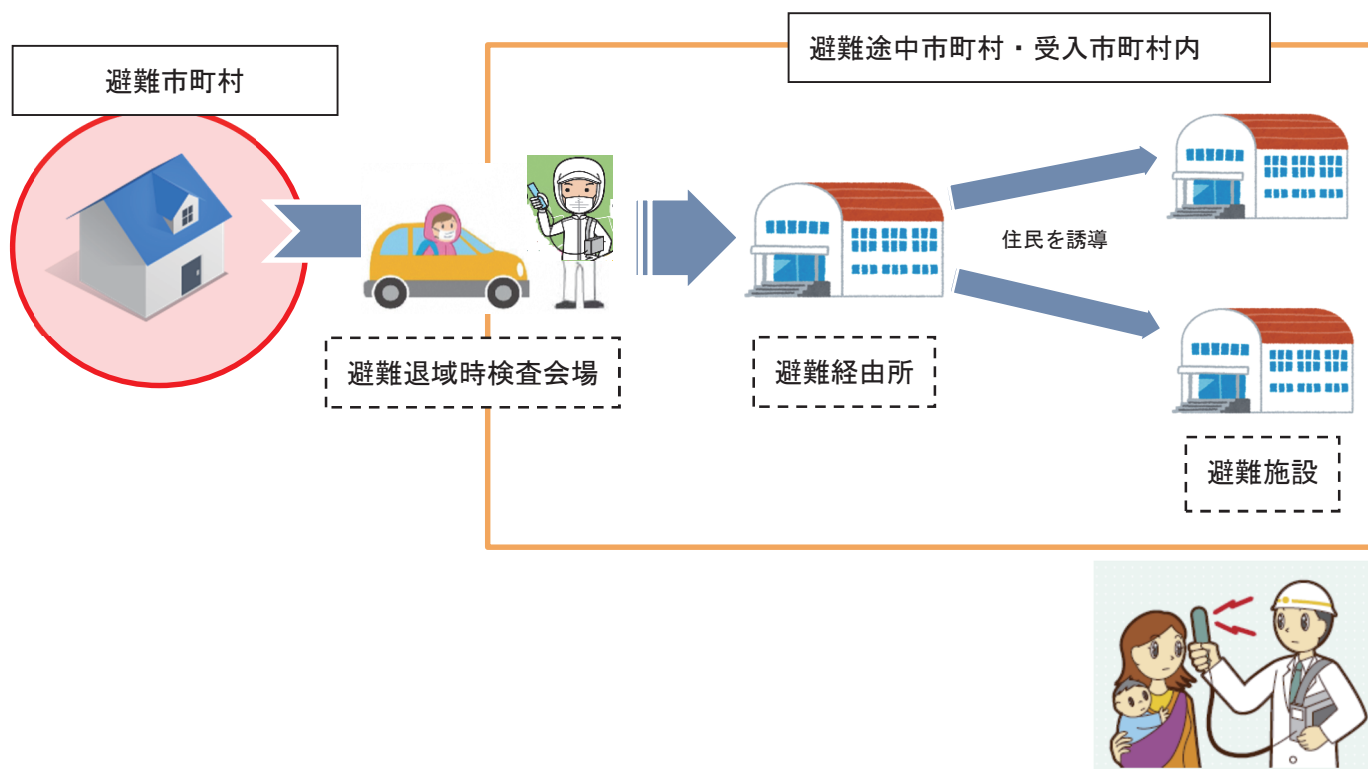
《実施場所（避難退域時検査会場）》

原則、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上又はその近傍とし、以下の要件を考慮して設置する。

- ①住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ②検査等の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ③資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

※避難退域時検査会場候補地は、「新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアル」に掲載

避難退域時検査会場（イメージ）



関係個別マニュアル等

・新潟県避難退域時検査（スクリーニング）・簡易除染マニュアル

7 安定ヨウ素剤の配布

県は、市町村、医療機関等と連携して、重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備するとともに、重点区域外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

- ① 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果^注のある医療用医薬品であり、国の原子力災害対策指針において、P A Z内は事前配布、U P Z内は、避難等と併せて安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制整備が必要と規定されている。
- ② 本県では、P A Z内の住民に対して定期的に事前配布を実施するとともに、記録的豪雪時等における緊急配布に係る住民の受取負担を考慮し、円滑な受取りを図るためにU P Zにおいても事前配布を実施している。
- ③ また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策指針で定める対象者に対して配布することとし、P A Z及びU P Zにおいては必要となる全量を県で調達するとともに、U P Z外においては国家備蓄等によるほか一定量を県で調達するものとする。
- ④ 県と関係市町村は、避難や配布の迅速化を考慮し、市町村の避難計画との整合を図りながら配布体制、配布場所、備蓄場所及び備蓄数量を定めるものとする。
- ⑤ 緊急時の実効性ある配布・服用に向けて、引き続き関係市町村と協議。

注 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、国は、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用する必要があるとの方針（原則として、他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。）

U P Z外については、U P Z内の検討結果等も踏まえて広域避難に係る対応を検討する。

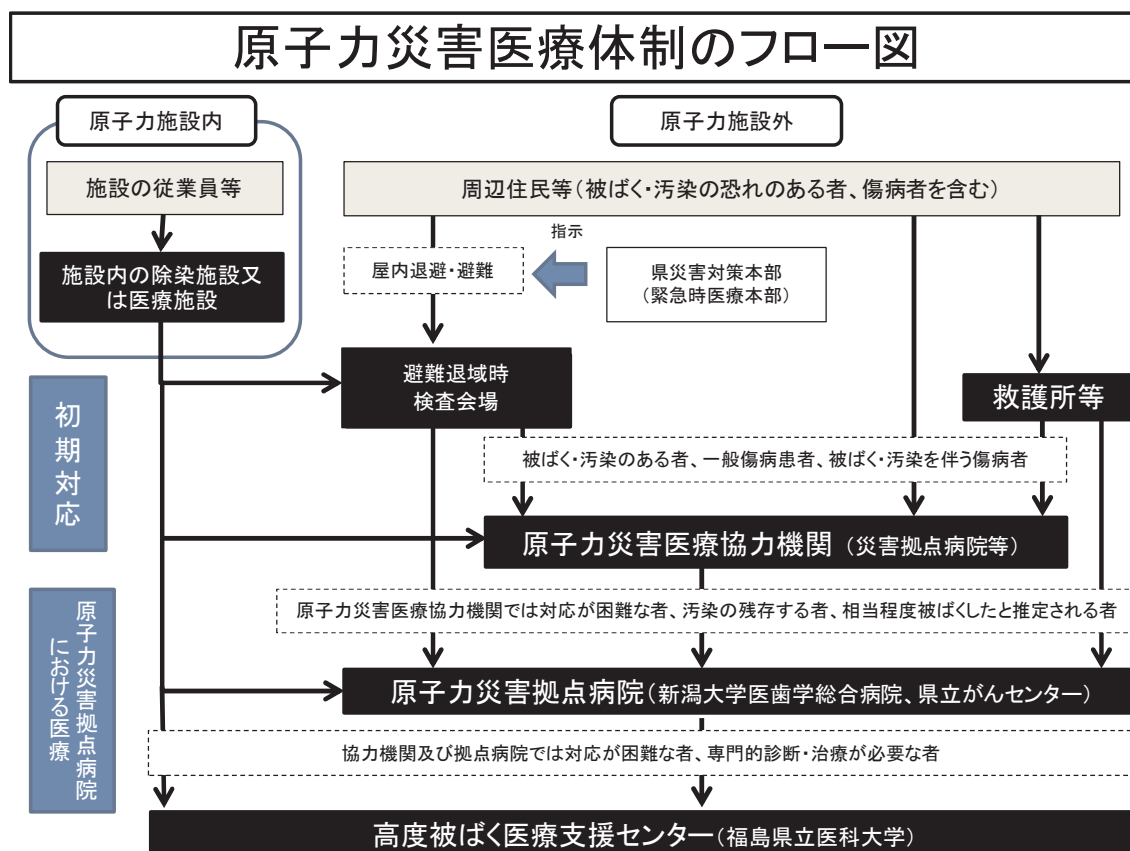
関係個別マニュアル等

・新潟県安定ヨウ素剤配布計画

8 原子力災害医療

県は、緊急時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講ずる。

原子力災害医療体制は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う原子力災害医療協力機関、被ばく患者等の除染処置などの入院診療等を行う原子力災害拠点病院、重篤な被ばく患者等に対応する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターからなる。



出典：原子力災害医療マニュアルより抜粋し、一部加工

関係個別マニュアル等

- ・新潟県原子力災害医療マニュアル

9 緊急時モニタリング

(1) 基本的な考え方

緊急時モニタリングは、新潟県緊急時モニタリング計画に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的として行う。

(2) 緊急時におけるモニタリング体制・対応

「警戒事態（A L）」においては、県原子力警戒本部は、平常時モニタリングを強化し、データの収集頻度を増やすとともに、国が行う緊急時モニタリングセンター（EMC : Emergency Radiological Monitoring Center（以下「EMC」という。)) の立上げ準備に協力して、緊急時モニタリングの準備を行う。

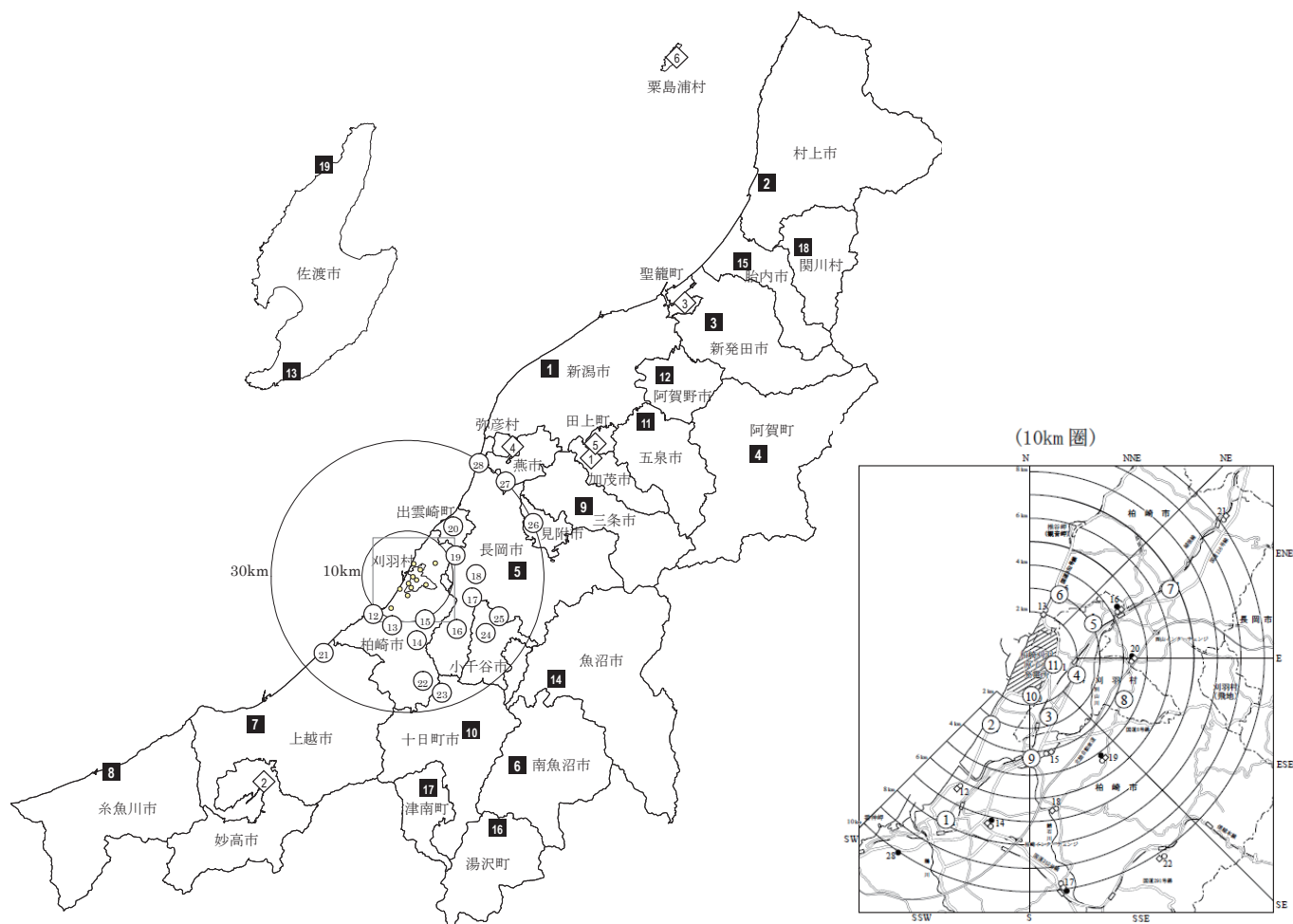
原子力災害対策指針で定める「施設敷地緊急事態（S E）」においては、県、原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。県は、国の統括の下でEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

原子力災害対策指針で定める「全面緊急事態」においては、「施設敷地緊急事態」における体制と同様の体制を継続する。

関係個別マニュアル等

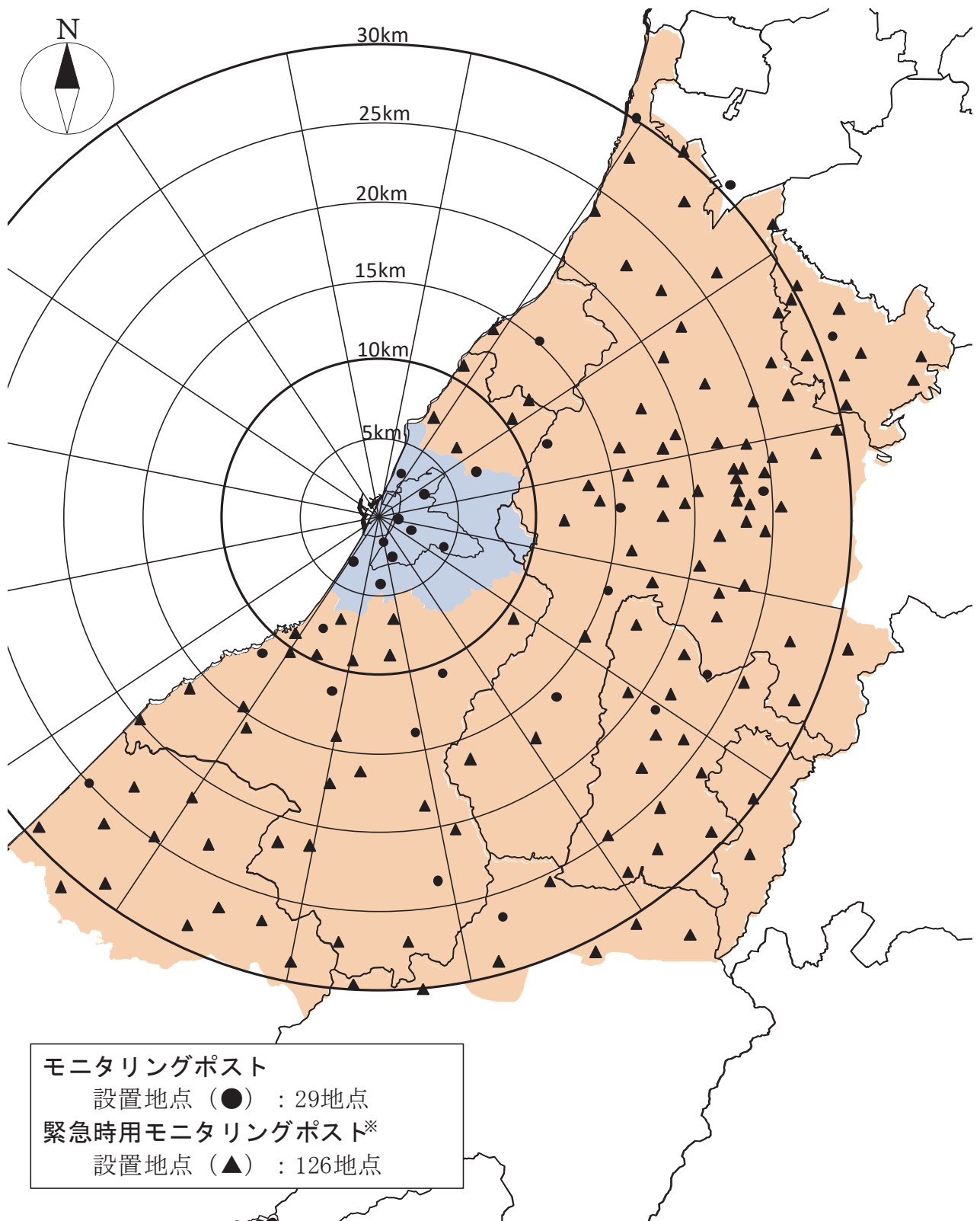
- ・新潟県緊急時モニタリング計画

モニタリングポストの配備状況



No	10km 圏モニタリングポスト	設置場所	No	水準調査モニタリングポスト	設置場所
○1	柏崎市街局	柏崎市	■1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○2	荒浜局	柏崎市	■2	村上地域振興局	村上市
○3	下高町局	刈羽村	■3	新発田地域振興局	新発田市
○4	刈羽局	刈羽村	■4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○5	勝山局	刈羽村	■5	長岡地域振興局	長岡市
○6	宮川局	柏崎市	■6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○7	西山局	柏崎市	■7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○8	赤田町方局	刈羽村	■8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○9	土合局	柏崎市	No	福島対応可搬型モニタリングポスト(規制庁管理)	
○10	発電所南局	柏崎市	■9	三条市役所下田庁舎	三条市
○11	発電所北局	刈羽村	■10	十日町市役所	十日町市
No	30km 圏モニタリングポスト		■11	五泉市役所	五泉市
○12	鯨波局 (鯨波コミュニティセンター)	柏崎市	■12	阿賀野市役所	阿賀野市
○13	新道局 (高田コミュニティセンター)	柏崎市	■13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○14	加納局 (中鱈石コミュニティセンター)	柏崎市	■14	魚沼市役所 [R6.3 県管理 MP へ変更]	魚沼市
○15	北条局 (北条中)	柏崎市	■15	胎内市役所	胎内市
○16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■16	湯沢町役場	湯沢町
○17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■17	津南町役場	津南町
○18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■18	関川村役場	関川村
○19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	No	環境省設置モニタリングポスト	
○20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町	■19	◎ 佐渡関岬 (環境省)	佐渡市
○21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市	No	県設置モニタリングポスト (可搬型)	
○22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	◇1	加茂市役所	加茂市
○23	川西局 (川西克雪管理センター)	十日町市	◇2	妙高市役所	妙高市
○24	小千谷局 (平沢建設機械車庫)	小千谷市	◇3	聖籠町役場	聖籠町
○25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇4	弥彦村役場	弥彦村
○26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市	◇5	田上町役場	田上町
○27	分水局 (分水公民館)	燕市	◇6	粟島開発総合センター	粟島浦村
○28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市			

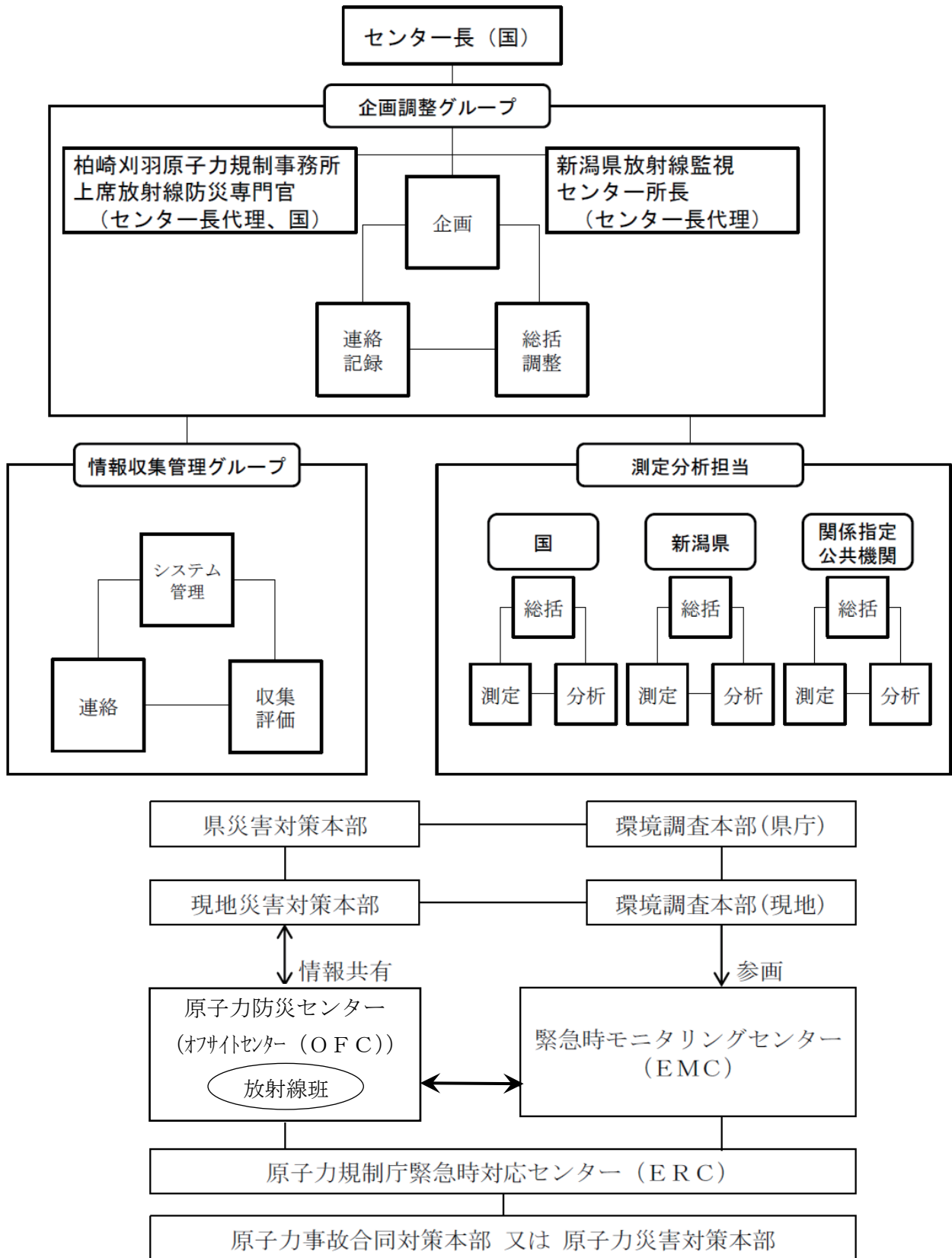
PAZ・UPZ圏内のモニタリングポストの配備状況



※ 緊急時用のモニタリングポストは、原子力災害時に空間放射線量の情報を詳細に収集するために設置したもので、平時から稼働しています。

緊急時モニタリングセンター体制図

※初動時



出典：新潟県緊急時モニタリング計画より抜粋し、一部加工

10 その他

その他、原子力災害に係る対応のための具体的なマニュアル等として以下について定めている。

(1) 原子力災害初動対応マニュアル

本県職員が新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく原子力災害対策に係る初動対応を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容を整理する。

(2) 原子力災害広域避難受入調整マニュアル

市町村が定める避難計画に基づき避難をする場合において、県が実施する避難受入れの調整等手順を整理する。

別紙

別紙 1 原子力災害対策重点区域の人口

令和 7 年 4 月 1 日現在

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口 (人)
P A Z	柏崎市	高浜地区、荒浜地区、松波地区、 南部地区、二田地区、中通地区、 西中通地区	13,900
	刈羽村	村内全域	4,300
	小 計 (A)		18,200

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口 (人)
U P Z	柏崎市	P A Z を除く市内全域	61,900
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	239,100
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	300
	見附市	市内全域	37,800
	小千谷市	市内全域	32,400
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、 松代地域の一部	5,500
	上越市	柿崎区及び吉川区の全域 浦川原区、大島区、大潟区の区域の 一部	12,300
	出雲崎町	町内全域	4,000
	小 計 (B)		393,300
合 計 (A + B)		411,500	

※ 人口の算出条件：100 人単位として、100 人未満の場合は切り上げ

別紙2 広域避難マッチング調整状況

令和8年4月1日現在

重点区域		避難元		避難先	
重点区域	市町村	地区名 (避難単位)	受入市町村	避難経由所	避難所数
P A Z	柏崎市	高浜、南部、二田	村上市	村上市民ふれあいセンター	8
		中通	湯沢町	湯沢カルチャーセンター 湯沢町公民館	2
		西中通	妙高市	妙高原メッセ 道の駅 あらい	14
	刈羽村	全域	村上市	村上市民ふれあいセンター	5
U P Z	柏崎市	西山地区(旧中川、旧別山、旧大田、旧石地)	村上市	村上市民ふれあいセンター	6
		北鯖石、田尻	南魚沼市	南魚沼市民会館 道の駅 南魚沼雪あかり	26
		北条	湯沢町	湯沢カルチャーセンター 湯沢町公民館	19
		中央、剣野、高田、中鯖石、南鯖石、米山、上条、別保、野田、高柳	上越市	リージョンプラザ上越 道の駅 あらい ユートピアくびき希望館(頸城地区公民館) 大島就業改善センター(大島地区公民館)	73
		比角、枇杷島、半田	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 道の駅 マリンドリーム能生	35
		大洲、鯨波、上米山	妙高市	道の駅 あらい	8
	長岡市	大島、下川西、上川西、福戸、王寺川、関原、三島、和島、寺泊、与板	新潟市	新潟市みどり森の運動公園 新潟県総合研修センター こめぐりの郷公園	114
				デンカビッグスワンスタジアム ハードオフエコスタジアム新潟 白根カルチャーセンター	
		宮内	三条市	三条・燕総合グラウンド	67
		千手、阪之上、表町、中島	五泉市	五泉市総合会館 五泉市宮野球場 さくらアリーナ(村松体育館)	29
		神田、川崎	阿賀野市	阿賀野市立図書館	35
		四郎丸	加茂市 田上町	加茂文化会館 田上町役場	23
		希望が丘、日越、宮本、大積、深才、青葉台	燕市 弥彦村	道の駅 国上 燕市分水公民館 弥彦体育館	28
		栖吉	阿賀町	道の駅 阿賀の里	20
		越路、山古志、小国、川口	魚沼市	魚沼市響きの森文化会館 魚沼市中央公民館(堀之内公民館)	41
		豊田、十日町、六日市、太田、山通	長岡市 (UPZ外)	道の駅 R290とちお	18
	小千谷市	西小千谷、城川	十日町市	十日町市立中条中学校 川西総合体育館	27
		東小千谷、千田、東山、片貝	南魚沼市	南魚沼市役所大和庁舎	25
		山辺、吉谷、川井、岩沢、真人	津南町	津南町総合センター	10
	十日町市	下条、上野、橘、仙田、峰方、山平	十日町市 (UPZ外)	道の駅 クロス10十日町 千手中央コミュニティセンター 松代総合体育館	16
	見附市	見附町部、今町町部、今町田園、庄川平	新発田市	新発田市カルチャーセンター サンビレッジしばた	33
		葛巻	村上市	村上市民ふれあいセンター	13
		北谷北部、北谷南部	胎内市	県青少年自然の家体育館 胎内市B&G体育館	10
		見附第二小学校区、新潟、上北谷	聖籠町	聖籠町町民会館	9
	燕市	渡部、真木山、幕島、大川津興野、下中条	燕市 (UPZ外)	分水北小学校 ※避難先	1
	上越市	柿崎区、吉川区	上越市 (UPZ外)	ユートピアくびき希望館(頸城地区公民館)	37
浦川原区		浦川原区総合事務所			
大島区		大島就業改善センター(大島地区公民館)			
大潟区		大潟区総合事務所			
出雲崎町	全域	関川村	道の駅 関川	5	

※ 平成27年7月の「市町村による原子力安全対策に関する研究会」において、下記の前提条件等を基に、「原子力災害時の新潟県広域避難マッチング」について、県が示し市町村が了承。

1 事故と被害想定

- (1) 単独もしくは自然災害と関連して原子力災害が発生した場合とする。
- (2) P A Z 及びU P Z では防護措置がとられるが、U P Z 外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合とする。

2 避難者の想定

避難者の想定は、①P A Z のみの避難、②U P Z の一部避難、③U P Z の全域が避難する場合の避難者とする。なお、避難者の最大数は、P A Z 人口とU P Z 人口を合わせたものとする。

3 避難所

- (1) 避難所は、原則、県または市町村が地域防災計画等で指定する避難所とする。
- (2) U P Z 外を持つU P Z 市は、同一市内のU P Z 外に避難所を確保する。

別紙3 民間が所有するバスについて

令和7年9月30日現在

事業者	所在市町村	車 輛 数 (台)							座 席 数 [試算] (席)※						
		乗合	貸切	内訳				合計	乗合	貸切	内訳				合計
				大型	中型	小型	コムーター				大型	中型	小型	コムーター	
新潟交通(株)	新潟市中央区	362	6	6	0	0	0	368	10,860	270	270	0	0	0	11,130
越後交通(株)	長岡市	214	80	59	21	0	0	294	6,420	3,222	2,655	567	0	0	9,642
頸城自動車(株)	上越市	57	35	29	4	2	0	92	1,710	1,455	1,305	108	42	0	3,165
蒲原鉄道(株)	五泉市	1	20	10	2	8	0	21	30	672	450	54	168	0	702
柏崎交通(株)	柏崎市	1	25	11	13	1	0	26	30	867	495	351	21	0	897
村上自動車(株)	村上市	0	21	6	7	8	0	21	0	627	270	189	168	0	627
くびき野バス(株)	上越市	18	11	1	5	5	0	29	540	285	45	135	105	0	825
新潟交通観光バス(株)	新潟市東区	82	100	69	12	16	3	182	2,460	3,807	3,105	324	336	42	6,267
新潟交通佐渡(株)	佐渡市	47	18	14	3	1	0	65	1,410	732	630	81	21	0	2,142
南越後観光バス(株)	南魚沼市	53	37	23	7	7	0	90	1,590	1,371	1,035	189	147	0	2,961
昭和観光(株)	南魚沼市	0	12	8	2	1	1	12	0	449	360	54	21	14	449
頸北観光バス(株)	上越市	14	5	1	2	2	0	19	420	141	45	54	42	0	561
南ゆきつばき観光	田上町	0	13	9	1	3	0	13	0	495	405	27	63	0	495
アイ・ケー・アライアンス(株)	新潟市東区	13	14	9	2	2	1	27	390	515	405	54	42	14	905
頸南バス(株)	妙高市	6	15	8	4	3	0	21	180	531	360	108	63	0	711
日の出交通(株)	新潟市中央区	0	13	7	1	5	0	13	0	447	315	27	105	0	447
糸魚川バス(株)	糸魚川市	28	6	3	2	0	1	34	840	203	135	54	0	14	1,043
越佐観光バス(株)	長岡市	0	38	9	5	24	0	38	0	1,044	405	135	504	0	1,044
ドリーム観光バス(株)	新潟市西蒲区	0	12	8	1	3	0	12	0	450	360	27	63	0	450
東頸バス(株)	上越市	8	2	0	0	2	0	10	240	42	0	0	42	0	282
銀嶺タクシー(株)	南魚沼市	0	13	6	2	3	2	13	0	415	270	54	63	28	415
山峡交通(株)	魚沼市	0	8	3	2	3	0	8	0	252	135	54	63	0	252
村上信観光バス	新潟市中央区	0	10	0	2	8	0	10	0	222	0	54	168	0	222
新潟第一観光バス(株)	新潟市南区	0	18	8	6	4	0	18	0	606	360	162	84	0	606
南ひまわり観光	見附市	0	11	4	2	5	0	11	0	339	180	54	105	0	339
泉観光バス(株)	五泉市	14	15	3	5	7	0	29	420	417	135	135	147	0	837
小千谷観光バス(株)	小千谷市	4	18	14	2	2	0	22	120	726	630	54	42	0	846
株聖籠タクシー	聖籠町	0	4	0	1	3	0	4	0	90	0	27	63	0	90
株妙高ハブネット	妙高市	0	22	13	5	4	0	22	0	804	585	135	84	0	804
株魚沼中央トランスポート	南魚沼市	0	19	11	2	3	3	19	0	654	495	54	63	42	654
フィールド観光(株)	新潟市江南区	2	10	6	2	2	0	12	60	366	270	54	42	0	426
大滝自動車工業(株)	村上市	0	17	4	5	7	1	17	0	476	180	135	147	14	476
南日本海バス	新潟市南区	0	9	6	1	2	0	9	0	339	270	27	42	0	339
新栄建設(株)観光部	三条市	0	8	3	4	1	0	8	0	264	135	108	21	0	264
中越交通(株)	三条市	0	7	4	1	2	0	7	0	249	180	27	42	0	249
南シティバス	新発田市	0	25	4	6	15	0	25	0	657	180	162	315	0	657
直江津観光(株)	上越市	0	18	11	3	4	0	18	0	660	495	81	84	0	660
ウエスト観光バス(株)	燕市	10	6	3	1	2	0	16	300	204	135	27	42	0	504
日の丸観光タクシー(株)	三条市	0	6	0	0	5	1	6	0	119	0	0	105	14	119
株北新バス	新発田市	0	15	11	1	3	0	15	0	585	495	27	63	0	585
南きょうどう観光バス	新潟市西区	0	10	6	2	2	0	10	0	366	270	54	42	0	366
南高砂観光バス	新発田市	0	17	7	3	6	1	17	0	536	315	81	126	14	536
南越王観光バス	新潟市西蒲区	0	6	5	1	0	0	6	0	252	225	27	0	0	252
株東蒲観光バス	阿賀町	1	9	0	1	6	2	10	30	181	0	27	126	28	211
株吉田家ホテル	佐渡市	0	5	4	1	0	0	5	0	207	180	27	0	0	207
株当間高原リゾート	十日町市	0	5	0	2	2	1	5	0	110	0	54	42	14	110
小千谷タクシー(株)	小千谷市	0	3	0	0	3	0	3	0	63	0	0	63	0	63
株はるかゼツアー	新潟市西蒲区	0	10	4	2	3	1	10	0	311	180	54	63	14	311
南八千代レンタ・リース	聖籠町	0	11	7	2	2	0	11	0	411	315	54	42	0	411
株宇尾野設計・機工	阿賀野市	0	15	5	5	4	1	15	0	458	225	135	84	14	458
新潟新興交通(株)	三条市	0	19	3	3	13	0	19	0	489	135	81	273	0	489
WILLER EXPRESS(株)新潟(営)	新潟市東区	16	0	0	0	0	0	16	480	0	0	0	0	0	480
富士タクシー(株)	新潟市東区	0	3	0	0	3	0	3	0	63	0	0	63	0	63
株KSホールディングス	胎内市	0	20	4	9	7	0	20	0	432	180	189	63	0	432
信栄バス(株)	佐渡市	0	5	1	1	2	1	5	0	128	45	27	42	14	128
株浦佐タクシー	南魚沼市	1	5	0	0	4	1	6	30	98	0	0	84	14	128
合計	56社	952	885	450	179	235	21	1,837	28,560	30,174	20,250	4,779	4,851	294	58,734

※座席数(試算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和7年9月30日現在)に、新潟県において次の座席数をそれぞれ乗じて試算したもの(乗合30席、大型45席、中型27席、小型21席、コムーター14席、特定除く)

別紙4 要配慮者施設

令和8年2月1日現在

〈PAZ内に立地する入所型福祉施設〉

所在	種類	名称		定員数 (人)	備考	
柏崎市	高齢者施設等	特別養護老人ホーム	にしかりの里		90	建物の放射線防護対策を実施済
		特別養護老人ホーム	なごみ荘		80(20)	()は併設ショートステイ定員数 建物の放射線防護対策を実施済
		ショートステイ	ショートステイシャリテ花はな		36	
		ショートステイ	ケアセンター久松		40	
		グループホーム	ツクイ柏崎グループホーム		18	
		グループホーム	愛の家グループホーム柏崎松波		18	
		有料老人ホーム	はなことば柏崎		32	
		サービス付き高齢者向け住宅	ALPHASさわやか苑柏崎春日シルバーハウス		24	
	児童福祉施設等	障害児入所施設	さざなみ学園		20	建物の放射線防護対策を実施済
	障害者施設等	障害者支援施設	さざなみ学園		20	
		障害者支援施設	松波の里		40	
		障害者支援施設	松波の里		40	建物の放射線防護対策を実施済
		短期入所施設	さざなみ学園		4	
		短期入所施設	松波の里		2	
		短期入所施設	松風の里		5	
		グループホーム	風sunホーム	風の丘ホーム	6	
				なぎさホーム	4	
	風sunホーム			6		
	なかはまホーム			5		
	やまもとホーム			4		
グループホーム	グループホーム・ケアホーム こすもす荘	グループホーム・ケアホーム こすもす荘	12	R8.1.31から休止中		
柏崎市計				526		
刈羽村	高齢者施設等	グループホーム	グループホームももの舎		9	
	障害者施設等	グループホーム	ゆめホーム	ゆめホーム	5	
刈羽村計				14		
PAZ内合計				540		

〈PAZ内に立地する通所型福祉施設〉

所在	種類	名称	定員数 (人)	備考	
柏崎市	高齢者施設等	小規模多機能	ALPHASさわやか苑柏崎春日多機能ケアセンター	18	宿泊定員6
		小規模多機能	SOMPOケア 柏崎松浜小規模多機能	15	宿泊定員9
		老人デイサービスセンター	なごみ荘デイサービスセンター	20	総合事業有
		老人デイサービスセンター	にしかりの里デイサービスセンター	25	総合事業有
		老人デイサービスセンター	ツクイ柏崎グループホーム	6	認知症デイ
		老人デイサービスセンター	ALPHASさわやか苑柏崎春日デイサービスセンター	30	総合事業有
		老人デイサービスセンター	松浜デイサービスセンター	30	総合事業有
		老人デイサービスセンター	えちご中越農業協同組合中通デイサービスセンター	25	総合事業有
	障害者施設等	就労継続支援B型	喫茶めぐ	20	
		就労継続支援A型	GRAN BASE	7	
		就労継続支援B型	GRAN BASE	13	
		生活介護	さざなみ学園	20	
		生活介護	松波の里	40	
		生活介護	松風の里	40	
児童福祉施設等	放課後等デイサービス	さざなみ学園	10		
柏崎市計			319		
刈羽村	高齢者施設等	小規模多機能	小規模多機能居宅介護事業所ももの木	18	宿泊定員9
		小規模多機能	小規模多機能居宅介護事業所ももの木あかだ	12	宿泊定員6
		老人デイサービスセンター	ももの木デイサービスセンターきらら	25	総合事業有
	障害福祉施設等	就労移行・就労継続支援B型	夢工房	20	
刈羽村計			75		
PAZ合計			394		

注) PAZ内に病院はない。

別紙5 放射線防護対策実施施設 一覧

令和8年4月1日現在

所在	種類	名称	所在地	整備年度		
柏崎市	老人福祉施設	にしかりの里	柏崎市西山町長嶺1726番地1	PAZ	H26	
		なごみ荘	柏崎市原町4番23号	PAZ	H26	
		介護付有料老人ホーム	ロージィコート柏崎	柏崎市三和町6番43号	UPZ	H27
		ハートフルケア柏崎	柏崎市大字古町725番地	UPZ	H29	
	障害福祉施設	さざなみ学園	柏崎市松波4丁目12番81号	PAZ	H26	
		松風の里	柏崎市松波4丁目8番8号	PAZ	H26	
	特別支援学校	はまなす特別支援学校	柏崎市松波4丁目10番1号	PAZ	H29	
	一時退避所	柏崎原子力広報センター	柏崎市荒浜1丁目3番32号	PAZ	H27	
		高浜コミュニティセンター	柏崎市大字宮川12298番地3	PAZ	H27	
		中通コミュニティセンター	柏崎市大字曾地130番地4	PAZ	R5	
		西山町いきいき館	柏崎市西山町池浦877番地	UPZ	R7	
	医療機関	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	UPZ	H28	
		国立病院機構 新潟病院	柏崎市赤坂町3番52号	UPZ	H28	
		関病院	柏崎市元城町1番42号	UPZ	R1	
	現地災害対策拠点施設	柏崎市役所	柏崎市日石町2番1号	UPZ	R2	
	刈羽村	一時退避所	刈羽村役場	刈羽村大字割町新田215番地1	PAZ	H25
出雲崎町	一時退避所	八手地区農村環境改善センター	出雲崎町大字船橋473甲	UPZ	H28	
		西越地区農村環境改善センター	出雲崎町大字沢田439番地1	UPZ	H29	

※現地災害対策拠点施設として整備している柏崎市役所は、住民等が屋内退避をすることを目的とする施設ではない。

新潟県原子力災害広域避難計画

担当課：新潟県防災局原子力安全対策課

〒950-8570

TEL：025-282-1695（直通）

FAX：025-285-2975